左氏述作

――予言・評言――

山根泰志

はじめに

多様性と重層性を内包する『春秋左氏伝』（以下『左伝』）の「読み方」を提示した先駆者は小倉芳彦氏である。小倉氏は『左伝』の文章を次の三つに分類した。

（Ⅰ）事件の推移を比較的忠実に伝えていると思われる実録風の部分。

（Ⅱ）筋の展開に挿入されている演説的な部分。

（Ⅲ）段落の末尾に附けられている〝君子曰く〟という批評、あるいは『春秋』本文の句法についての説明的な部分。[1]

そして、Ⅰの部分は、春秋時代の各国の内外に起った事件を伝えたもので、Ⅱは、戦国期の人がⅠの事件の経過に対して彼らの納得のゆくような解説を附け加えた部分で、Ⅲは、戦国中期ごろに成立した原本『左伝』というべきものを『春秋』の伝として編成した際に附加されたものとした。小倉氏は、Ⅲの部分を劉歆が附加したと断定はしていないものの、少なくともⅡとⅢの間に相当の時代差を認めている。それなら当然両者から看取される思想や時代背景に顕著な違いが認められるはずだが、小倉氏はそれを全く指摘しておらず、ⅡとⅢを一括して論じている。小倉氏が主張したⅡ→Ⅲの先後関係は、文章の中身に立ち入っての分析から導き出したものではなく、あくまで見かけの重層性を根拠とするものであろう。

後に小倉氏は実録風としていたⅠの部分の信憑性に疑問を抱き、「『左伝』の語る微妙なニュアンスの中から、説話者の本来の意図を読み取り、時には彼の沈黙の中から、史実に関する逆証を読み取ること」を提唱した。[2]文章を読む基本は、書き手の「意図」を読み取ることである。筆者はこれまで、『左伝』の解経から『左伝』作者の基本的な発想を読み取り、単行年代記の引用から『左伝』作者の関心の在処を読み取ってきた。そして、『春秋』経文に対する解釈も、単行年代記の引用も、予言・評言の形によるコメントも、全て一人の人間の手による営みであることを明らかにした。[3]カールグレンが文法組織から明らかにした『左伝』の作品としての均質性[4]が裏づけられたわけだが、それは、小倉氏が分類した所のⅠ・Ⅱ・Ⅲ全ての部分にわたって『左伝』作者の意図が何らかの形で反映されていることを意味している。

『左伝』の文章から、いかに作者の意図を読み取るのか。カールグレンの言語分析が『左伝』研究に画期的成果をもたらしたように、『左伝』作者の意図を読み取るにはその言葉を分析することが最も有効である。ところが、『左伝』作者が文法組織をほぼ全体にわたって標準化しているということは、原資料をそのまま引用しているのではなく、『左伝』作者自身の文章に直して引用している可能性が高いため、個々の言葉が原資料そのままの言葉なのか『左伝』作者自身の言葉なのか明確ではなく、言葉の分析だけでは限界がある。

そこで注目したいのが、『左伝』の予言・評言記事である。君子や孔子の評言が『左伝』編纂者に仮託されたものであることは夙に先学に指摘されており、『左伝』の成立年代を確定する根拠となった予言記事[5]が、予言された事件を目の当たりにした『左伝』作者による作文であることは言うまでもない。しかしながら、『左伝』に見える予言・評言を全て『左伝』作者によるものとすることはできない。なぜなら、『左伝』に先行し[6]、葬礼説話集の体裁を採る『礼記』檀弓にも君子・孔子の評言が見えるように、『左伝』が引用した原資料に既に予言・評言がついていた可能性を否定できないからだ[7]。

先行する原資料の引用なのか、『左伝』作者による作文なのか、それを判断するための手がかりになるのが、前稿bで挙げた表-昭十九a「十九年春、楚工尹赤遷陰于下陰、令尹子瑕城郟、叔孫昭子曰、楚不在諸侯矣、其僅自完也、以持其世而已[8]」の叔孫昭子の予言である。この予言が楚の単行年代記に対する叔孫昭子の口を借りた『左伝』のコメントだと確言できるのは、これが楚で作られた資料なら楚の賢人を登場させるのが自然なのに、まるで関係のない魯人が予言しており、それは『春秋』の伝の体裁を採るが故に魯を中心として記述する『左伝』の所為に他ならないからである。このように、予言・評言が『左伝』作者以外何人にも為し得ない形式やシチュエーションなら、確実に『左伝』作者によるコメントだと言い得る。

本稿は、まず予言・評言の形式やシチュエーションから確実な『左伝』作者のコメントを抽出し、そこで使われている言葉の『左伝』文章中の使用状況を見ることで、『左伝』作者の好んだ言葉を抽出し、『左伝』の作文のありかたを明らかにする。次に、『左伝』に見える予言・評言全体に見られる発想・関心からその均質性を確認し、予言そのものを成り立たせる論理と背景を分析し、同時代的状況に対する『左伝』のありかたとそこから浮かび上がる『左伝』の真意を探ることとする。

一、予言・評言の形式

（一）無関係な人物による予言・評言

前述の表-昭十九aのような事件とは無関係な人物による予言・評言は、『左伝』作者のコメントだと確言できる有力な形式である（表-隠四a・表-桓二b・表-荘十四a・表-僖二十b・表-文五a・表-成七・表-襄四b・表-襄九・表-襄十四d・表-襄二十九b・表-襄三十c・表-昭八c・表-昭十一b・表-昭十三a・表-昭十六a・表-昭十九a・表-昭二十二・表-昭二十六a・表-昭三十二c）。『左伝』がわざわざそのような人物にコメントさせるのは、君子同様、第三者としての客観的な批評ができるからである。そしてまた予言や対話といった君子ではできない表現[9]を実現するためでもある。事実、この形式では、事の成否、特殊な現象や事件を対話形式で批評するものが目立つ（表-隠四a・表-荘十四a・表-襄九・表-襄十四d・表-昭八c・表-昭十一b・表-昭十三a・表-昭三十二c）。さらに、表-隠四a・表-荘十四a・表-昭八c・表-昭十一b・表-昭十三aは冒頭の表現が重なり、表-襄十四dと表-昭三十二cは、それぞれ衛・魯の国君追放に対する批評であるなど、共通点が多く、これらが同一人物の手によるものであることを傍証する。『左伝』は対話形式による予言・評言を好んで用いているわけだが、そのことは、『左伝』中に見える他の対話形式による予言・評言も、『左伝』作者の作文である可能性が高いことを示唆する。

（二）不敬形式予言

『左伝』には、不敬・非礼行為、不審な様子を見てその人物の死亡や失敗を予言するという話が頻見される。その文章構成を分解すると、表-隠六b「①鄭伯如周、始朝桓王也、②王不礼焉、③周桓公言於王曰、我周之東遷、晋鄭焉依、善鄭以勧来者、猶懼不蔑、況不礼焉、鄭不来矣」・表-文九b「①冬、楚子越椒来聘、②執幣傲、③叔仲恵伯曰、是必滅若敖氏之宗、傲其先君、神弗福也」と、①『春秋』・単行年代記→②不敬・非礼行為、不審な様子→③予言の三段階の形式を共有するものが大半である。特に②については、「不敬」・「王不礼焉」・「歆如忘」・「受玉惰」等、極めて簡潔な記述であり、かつ地名等の具体的な固有名詞が見えないことが特徴である。以上のような形式と特徴を持つ予言を抽出すると三十一件認められる（表-隠六b・表-隠七・表-隠八・表-桓九・表-僖十一・表-僖十三・表-文五b・表-文九b・表-文十七・表-宣十四a・表-宣十五b・表-成四a・表-成六・表-成十三a・表-成十六c・表-襄七b・表-襄十a・表-襄二十一b・表-襄二十四b・表-襄二十七a・表-襄二十八b・表-襄二十八f・表-襄三十一a・表-襄三十一d・表-昭十一e・表-昭十一f・表-昭十二b・表-昭十八c・表-昭二十一b・表-昭二十五a・表-定十五a）。こうした形式と特徴の共有は、これらが同質な文章であることを示すが、これらの話が『左伝』に採録されるまで以下の過程が可能性として考えられる。

A先行する説話集の類

a各国で①→②→③の順に作られたものを『左伝』が収集して採録

b各国で①→②の順で作られたものを『左伝』が収集して③を加えて採録

c各国の①をもとに②と③を附加したものを『左伝』が採録

B①をもとに②と③を附加した『左伝』の創作

予言という性格上、③が実際の言行を記録したものではないことは言うまでもないが、表-僖十三・表-文五b・表-文十七・表-襄三十一aのように、言論中に②が記述されたものがあることは、②もまた事実を記録したものではなく、③と共に創作されたものであることを示す。利用される年代記の国はバラバラだが、極めて同じ性質・形式をもつ話が違う人間によって各国で作られていた、ということは考えにくいし、年代記以外の部分はその国の人間でなければ書けないような具体的な情報は全くなく、逆に年代記さえあればどの国の人間であっても創作できるから、これらの話が各国の年代記を利用できた人間によってまとめて作られたものであることは間違いない。従ってA-a・A-bの可能性はない。これらが、各国の年代記を利用できたある人物によって『左伝』に先行して作られた一つの文献であったとすると、そのテーマは不敬・非礼行為に対する批判を展開することで敬や礼の大切さを説くということになるが、表-襄三十一aのように、以後の政局を予言し、なおかつその解説まで附せられている話は、明らかにそうしたテーマから逸脱している。従ってA-cの可能性もない。以上のことから、これらの話が先行する説話集の類に取材したものではなく、『左伝』自身が創作したと考えるのが最も自然であることがわかる。つまり『左伝』は、話を作るのに都合の良い『春秋』や単行年代記の記事を引用した上で、特定人物の死亡や失敗の原因となるべき不敬・非礼行為、不審な様子を予め設定し、その上で予言という体裁で時人の口を借りてコメントしているわけである。桓公二年に、「秋七月、杞侯来朝、不敬、杞侯帰、乃謀伐之」→「九月、入杞、討不敬也」と、来朝した杞侯の不敬を魯が杞に攻め込んだ原因としているが、これも具体的な資料や経緯説明がないように、来朝したばかりの杞に魯が攻め込んだことに違和感を覚えた『左伝』が、「不

敬」を原因として創出したものである。文公十四年にも「邾文公之卒也、公使弔焉、不敬、邾人来討、伐我南鄙、故恵伯伐邾」と同じ例があり、これらいずれも因果関係を明確にするという『左伝』の基本的発想をもとに行われているように、こうした予言の創作もその一環だと言うことができる。以下、こうした形式の予言を「不敬形式予言」と称す。

表-僖二十二h・表-昭元cは、非礼行為や不審な様子を批判した上で予言している点は同じであるが、この不敬形式予言との決定的な違いは、②の非礼行為や不審な様子を記述する部分が、あくまで鄭楚の儀礼や趙文子の辞命という先行する具体的な資料の引用により記述されているのに対し[10]、不敬形式予言におけるそれは、『左伝』作者の創作であるということである。それは、できごとの原因を具体的な資料から探すのではなく、原因そのものを作ってしまうことを意味するが、『左伝』がそこまでしたのは、単に敬や礼の大切さを説きたいだけでなく、病死の場合や結果に対する原因が特にない場合（表-成六・表-成十三b・表-襄三十一d・表-昭十一e・表-定十五a）でも、己にとって望ましい因果関係が成り立つ世界を示すことができるからである。

表-成十三b・表-成十四a・表-襄十四c・表-襄十九c・表-襄二十九d・表-襄三十一h・表-昭三十二b・表-定元a・表-定元bは、説話などの特定の主題をもつ資料の中に見える予言だが、「成子受脤于社、不敬」・「苦成叔傲」・「與之言虐」・「悼子不哀」・「子容專、司徒侈」・「魏子南面」・「魏子涖政」・「斉高張後、不従諸侯」と、極めて簡潔に不敬・非礼行為、不審な様子が記述され、それによってその人物の死亡や失敗を予言するという点では不敬形式予言と同じである。しかも話の本筋とは関わりをもっておらず、この部分がなくても話全体が成り立つものばかりであり、表-成十四aのように、衛の紛争を描く話の中で晋人である苦成叔の滅亡が予言されるなど、衛地を舞台にして作られた資料としては不自然なものもある。『左伝』が原資料から引用した際に二次的に附加したものだろう。これらも不敬形式予言に準ずるものである。これらは、説話中に批判したい人物が登場するなど、たまたま都合の良い状況やシチュエーションが発生したため利用したのだろうが、そもそも説話等は特定箇所にしか引用できないという限界がある。それに対し、『春秋』や単行年代記は、引用箇所の選択肢が多く、記述内容が簡潔なため、文章の附加が比較的容易である。『左伝』が『春秋』や単行年代記を主に利用した所以である。

また、表-成十三b・表-昭十一eの予言の験として成公十三年「成粛公卒于瑕」・昭公十一年「十二月、単成公卒」と単行年代記が引用され、表-成六の予言の験として成公六年「六月、鄭悼公卒」と経文が引用されている。前稿bで明らかにしたように、単行年代記の引用は『左伝』の意思を明確に表すものであり、また、『春秋』経文の国君死亡記事が必ずしも伝文に引用されないことを踏まえれば、成公六年も予言の験とすべく意図的に引用されたものである。この意図的な引用を見ても、予言を創作し、利用しようとする『左伝』の作為を感じることができるだろう。

二、左伝の言葉

無関係な人物による予言・評言と不敬形式予言に見える二字以上の語彙や表現の中で、次の『左伝』作者が作文した可能性が高い部分に『左伝』中で過半が見えるものを抽出した。

a解経・凡例・解伝[11]など、『左伝』による作文が確実な部分
b君子の評言
c孔子の評言

d事件とは無関係な人物による予言・評言
e不敬形式予言
f対話形式による予言・評言
g同時代人による予言・評言（『春秋』経文・年代記のみを伴う進言[12]・諫言[13]を含む）
h『左伝』が原資料に過度に手を入れた形跡が濃厚な部分
i説話中の諫言部分[14]

抽出した言葉の『左伝』中での分布状況は次の通りである。

「不務徳」（無関係人：表-隠四a「不務令徳」）

表-僖九aの宰孔と晋献公の対話、表-文七の郤缺の趙宣子に対する進言、表-宣十一aの子良の進言、表-襄二十六aの師曠の予言、表-哀十の季札の評言に見える。

「令徳」（無関係人：表-隠四a「不務令徳」・表-昭十三a「令徳三也」）（不敬：表-昭十二b「令徳之不知」）

桓公二年の臧哀伯の諫言、表-成十の君子の評言、表-襄十九aの臧武仲の評言、襄公二十四年の子産の書簡、襄公二十九年の季札観楽[15]、表-昭十bの叔孫昭子の評言に見え、それ以外では隠公三年の宋穆公の発言、桓公十三年の鄧曼の発言、定公四年の子魚の発言、哀公十七年の葉公子高の発言に見える。

「猶懼」（不敬：表-隠六b「猶懼不蔇」）

桓公二年の臧哀伯の諫言、僖公二十四年の富辰の諫言、表-文十五の季文子の予言、表-襄三十aの叔孫穆子と子蕩の対話、昭公三年の叔孫穆子の諫言、昭公三十年の子西の諫言に見え、それ以外では昭公八年の子旗の発言、定公四年の子魚の発言、定公八年の趙鞅の発言に見える。

「[人]必不免」（不敬：表-隠七「五父必不免」・表-成四a「晋侯必不免」・表-襄二十一b「二君者必不免」）

表-成十五aの申叔時の予言、表-襄三十gの申無宇の予言、表-哀十二の公孫弥牟の予言に見え、それ以外では僖公七年の楚文王の発言、襄公二十三年の胥午の発言に見える。

「何以能×」（不敬：表-隠八「何以能育」・表-昭二十五a「何以能久」・表-定十五a「何以能久」）

表-昭元cの劉定公の予言に見える。

「有後於[国]」（無関係人：表-桓二b「臧孫達其有後於魯乎」）

表-文元aの内史叔服の予言、表-襄二十七gの叔向の予言、表-昭二十八bの孔子の評言に見え、それ以外では荘公三十二年の鍼季の発言に見えるのみである。

「×之輿也」（不敬：表-僖十一「礼之輿也」・表-襄二十一b「政之輿也」）

襄公二十四年の子産の書簡、表-昭二十一aの泠州鳩の予言に見える。

「其亡乎」（無関係人：表-昭八c「陳其遂亡乎」）（不敬：表-宣十四a「子家其亡乎」・表-成十三a「郤氏其亡乎」・表-成十四a「苦成叔家其亡乎」・表-成十六c「温季其亡乎」・表-昭十八c「原氏其亡乎」・表-昭二十一b「蔡其亡乎」・表-昭二十五a「右師其亡乎」）

表-荘三十二の史嚚の予言、表-僖二十一aの子魚の予言、表-昭二十九bの孔子の評言と史墨の予言、表-定十三の公叔文子と史鰌の対話、表-哀十一aの伍子胥の予言に見える。

「不及×年（稔）」（不敬：表-宣十五b「不及十年」）

表-僖二十二bの辛有の予言、表-襄二十七cの伯州犁の予言、表-襄二十七eの趙文子と叔向の対話、表-昭三十二aの史墨の予言に見える。

「有大咎」（不敬：表-宣十五b「原叔必有大咎」・表-襄二十八f「鄭必有大咎」・表-昭三十二b「魏子必有大咎」・表-定元a「必有大咎」）

表-僖十四の卜偃の予言に見え、それ以外では僖公二十三年の楚成王の発言、宣公十二年の知荘子の発言に見える。

「在諸侯」（無関係人：表-昭十九a「楚不在諸侯矣」）（不敬：表-成四a「在諸侯矣」）

表-文九aの范山の楚穆王に対する進言、表-昭四aの楚霊王と子産の対話、表-昭二十三bの沈尹戌の予言に見える。

「其-死乎」（不敬：表-成六「鄭伯其死乎」・表-昭十一e「単子其将死乎」・表-昭二十五a「今茲君與叔孫其皆死乎」）

表-昭二十一aの泠州鳩の予言に見える。

「而莫之」（無関係人：表-成七「而莫之或恤」・表-昭十六a「而還莫之亢也」・表-昭三十二c「而莫之或罪」）

無関係な人物による予言・評言にしか見えない。

「也夫」（無関係人：表-成七「無弔者也夫」・表-昭十六a「無伯也夫」）

表-僖二十四の君子の評言、表-宣十二の君子の評言、表-宣十五aの羊舌職の評言、表-宣十六の羊舌職の評言、表-成八bの君子の評言、表-成九bの君子の評言、表-襄三bの君子の評言、表-襄十三aの君子の評言、襄公二十四年の子産の書簡、表-襄三十hの君子の評言、表-襄三十一bの叔孫穆子の予言、表-昭元fの君子の評言、表-昭十四の孔子の評言、表-昭二十七の子家懿伯の予言に見え、それ以外では宣公十八年の季文子の発言、成公二年の郤克の発言、成公十四年の定姜の発言、成公十六年の楚共王の発言、哀公十一年の伍子胥の発言に見える。

「不亡何×」（不敬：表-成十三a「不亡何為」）

表-成十五cの韓献子の予言、表-昭十八aの萇弘の予言、表-昭二十三bの沈尹戌の予言に見える。

「社稷-衛」（不敬：表-成十三a「将社稷是衛而惰」・表-襄十a「将社稷是衛」）

表-僖三十三bの臧文仲の進言、文公元年の凡例、宣公十二年の士貞子の諫言、表-襄十四eの君子の評言に見え、それ以外では宣公十五年の解揚の発言、昭公元年の叔孫穆子の発言、哀公十一年の孔子の発言（檀弓引用部分）[16]に見える。

「将不免」（不敬：表-襄十a「其将不免乎」・表-襄二十九d「二子皆将不免」・表-襄三十一h「令尹其将不免」・表-定元b「周萇弘斉高張皆将不免」）

不敬形式予言にしか見えない。

「失政」（不敬：表-襄二十一b「怠礼失政」・表-襄三十一a「晋君将失政矣」）

表-隠十一bの君子の評言、表-襄二十六eの君子の評言に見え、それ以外では昭公十八年の子産の発言に見えるのみである。

「帰以語」（無関係人：表-襄三十c「帰以語諸大夫」）（不敬：表-襄二十四b「帰以語然明」・表-昭十一f「晋士之送葬者帰以語史趙」・表-昭十八c「帰以語閔子馬」）

表-成十二の范文子の予言、表-襄二十七dの楚康王と子木の対話、表-昭元cの劉定公の予言に見える。

「将死矣（乎）」（不敬：表-襄二十四b「是将死矣」・表-襄三十一a「趙孟将死矣」「孟孫将死矣」・表-襄三十一d「滕君将死矣」・表-昭十一e「単子其将死乎」）

表-襄二十三bの陳文子の予言、表-襄二十七cの伯州犁の予言、表-襄二十八cの子大叔の予言、表-昭元cの趙文子と秦后子の対話、表-昭二十五fの子大叔の予言に見える。

「其不免乎」（不敬：表-襄二十八b「蔡侯其不免乎」・表-定元a「魏子其不免乎」）

表-文十五の季文子の予言、表-成十五cの韓献子の予言、表-昭元aの子羽の予言に見える。

「必受其×」（無関係人：表-昭十一b「必受其咎」）（不敬：表-襄二十八f「必受其辜」）

表-襄二十三bの崔杼の諫言、表-昭公元年の医和の診断[17]、表-昭三十二aの史墨の予言に見える。

「弗能久矣」（無関係人：表-昭十一ｂ）（不敬：表-襄三十一ａ）

表-襄二十二ａの晏子の予言、表-昭元ｇの叔向と子羽の対話、表-昭二十五ｆの子大叔の予言に見え、それ以外では襄公十八年の晏子の発言に見える。

「政在」（無関係人：表-昭三十二ｃ「政在季氏」）（不敬：表-襄三十一ａ「既而政在大夫」）

表-襄二十九ｅの季札の予言、表-襄三十一ａの『左伝』の解説部分、表-昭三ｂの叔向と晏子の対話、表-昭五ｂの晋平公と女叔斉の対話、表-昭二十五ｂの宋元公と楽祁の対話に見え、それ以外では昭公二十五年の子家懿伯の発言、哀公十一年の冉求の発言に見える。

「已甚」（不敬：表-襄三十一ｄ「而哀已甚」）

表-桓十七の公子達の予言、表-僖元の君子の評言、表-僖二十一ｃの子魚の予言、成公六年の知荘子・范文子・韓献子の諫言、表-襄十ｂの孟献子の予言、表-襄十四ａの秦景公と士鞅の対話、襄公二十九年の季札観楽、表-昭五ｃの子大叔と叔向の対話、表-昭二十ａの梓慎と叔孫昭子の対話、それ以外では昭公元年の叔向の発言、昭公二十六年の公孫朝の発言に見える。

「能無×乎」（無関係人：表-昭十一ｂ「能無咎乎」）（不敬：表-襄三十一ｄ「能無従乎」・表-昭十一ｆ「能無卑乎」・表-昭十八ｃ「能無乱乎」）

表-僖三十三ａの王孫満の予言、表-襄五ｂの范宣子の予言、表-襄十四ｂの厚成叔の予言、表-襄二十六ａの師曠の予言、表-襄二十八ｃの子大叔の予言、表-襄三十ｆの子産の予言、表-昭元ａの子羽の予言、昭公元年の医和の診断、表-昭三ａの子大叔と梁丙と張趯の対話、表-昭十六ｂの季平子と子服昭伯の対話、表-昭十九ｃの沈尹戌と侍者の対話、表-昭二十三ｂの沈尹戌の予言、表-昭二十四ｂの梓慎と叔孫昭子の対話、表-昭二十四ｃの沈尹戌の予言に見え、それ以外では僖公二十八年の先軫の発言、襄公九年の穆姜の発言、襄公十年の瑕禽の発言、襄公十一年の范宣子の発言、昭公十三年の楚霊王の発言、哀公二十五年の哀公の発言、哀公二十六年の霊不緩の発言に見える。

「天-祚」（無関係人：表-昭十一ｂ「天之假助不善、非祚之也」）

表-閔元ｂの士蔿の予言、表-宣三の楚荘王と王孫満の対話、昭公三十年の子西の諫言に見える。

「公室-卑」（不敬：表-昭十一ｆ「魯公室其卑乎」）

表-襄二十六ａの師曠の予言、表-襄三十一ａの『左伝』の解説部分、表-昭三ｂの叔向と晏子の対話、昭公五年の解経、表-昭十六ｂの季平子と子服昭伯の対話に見え、それ以外では成公十五年の華元の発言に見えるのみである。

「無民」（無関係人：表-昭十三ａ「有謀而無民……可謂無民」）

表-成十五ｂの韓献子の予言、表-昭九ｂの叔孫昭子の評言、表-昭二十五ｂの宋元公と楽祁の対話に見える。

「棄民」（無関係人：表-昭十三ａ「恵懐棄民」）

表-荘二十七の士蔿の諫言、表-文六ａの君子の評言、表-成十六ａの子反と申叔時の対話、表-昭三ｂの叔向と晏子の対話に見える。

「其是之謂乎（矣）」（無関係人：表-昭十六ａ「其是之謂乎」）

表-隠元の君子の評言、表-隠三ｂの君子の評言、表-隠四ｂの君子の評言、表-成二ｃの君子の評言、表-襄四ｃの君子の評言、表-襄十三ａの君子の評言、表-襄二十四ａの范宣子と叔孫穆子の対話、表-昭元ａの子羽の予言、表-昭三ｃの君子の評言、表-昭三ｄの君子の評言、表-昭八ａの叔向の予言、表-昭十ｂの叔孫昭子の評言、表-哀十八の君子の評言に見える。

以上のように、無関係な人物による予言・評言と不敬形式予言に見える言葉が、予言・評言など、『左伝』作者が作文した可能性が高い部分に

偏在して見えることがわかるだろう。このことは、これらの形式をもつ予言・評言が『左伝』作者の作文であること、『左伝』の文章中から『左伝』作者が作文した部分を抽出するために言葉が有効な手がかりになることを強く証明する。これらの言葉は『左伝』作者が好んで用いたと言うことができるが、以上のような作業を、他の予言・評言に見える言葉にも拡大した結果が附表Ⅱである。言葉の偏在は明確である。鎌田正氏は、君子の論評の表現形式に類似点が多いことを、それが同一人の筆に成る証拠とするが、[18]そのことは他の予言・評言についても言うことができるだろう。

三、左伝の作文のありかた

『左伝』作者が好んだ言葉は、『左伝』が作文した可能性が高い部分に偏在しており、必ずしも『左伝』全体にわたって用いられてはいなかった。そのことは、『左伝』が好んで用いる言葉と原資料の言葉とは時代ないし資料的性格に基づく明確な差があり、しかも『左伝』が原資料の言葉を己の言葉に改変するといったことは、それほどまでにはしていないことを示している。

文法組織をほぼ全体にわたって標準化していることを踏まえれば、そうした『左伝』の姿勢は不可思議と言わざるを得ないが、その文法組織で注目したいのは、カ氏が指摘した例外である。カ氏は、人名もしくはそれに類する字の前に来てラテン語の apud の意味を表す場合には「於」が正規の前置詞として用いられており、「于」が用いられている例外として文公十七年の子家の書簡と成公十三年の呂相絶秦文を指摘した。カ氏はそれらを後代の附加と見なすが、同じ例外が隱公十一年の鄭荘公の辞命、僖公九年の宰孔の辞命、僖公二十四年の周襄王の辞命、僖公二十八年の宛濮の盟の載書、文公十二年の西乞術の辞命、襄公八年の王子伯駢の辞命、襄公二十二年の子産の辞命、昭公二十六年の王子朝の辞命、昭公三十二年の周敬王の辞命、哀公十六年の鄢武子の辞命にも認められ、これらの文章には金文・『詩』『書』・載書[19]と共通する助字や表現が用いられているように、[20]むしろ『左伝』の中では古い層に属する部分と見るべきである。

カ氏が指摘した『左伝』の文法上の例外が、後代の附加ではなく、引用した原資料の文法の反映によって発生したものであることは明らかだろう。そしてその例外が、多様な原資料の中でも春秋時代当時の面貌を比較的残した、より古い文章に偏在しているということは、『左伝』が偶然的に文法の標準化をし損ねたのではなく、そうした文章にのみ意識的に原資料の字句を改変しなかったことを意味する。

なぜ改変しなかったのか、引用した資料の性格や引用した意図にもよるだろうから、その理由は個別に検討しなければならないが、一つには後述する文辞の重視があるだろう。後学への模範例として、また、外交上で文辞が効果を発揮した実例を同時代の為政者に示すため、敢えて原資料の言葉に手を加えずそのまま残したものと思われる。

逆に、『左伝』が原資料の言葉を己の言葉に改変し、原資料にない己の言葉を附加した場合、どのような理由があったのだろうか。『左伝』の具体的な改変や作文のありかたを示す資料として、表-襄二十七dの子木と楚康王の対話がある。昭公二十年の晏子の発言に同じ話が引かれており、表現がほぼ重なることから、いずれかがいずれかの引用にかかることは確実である。昭公二十年の「諸侯主」は、表-襄二十七dでは「盟主」となっているが、『左伝』中、「盟主」は二十九件見えるが、「諸侯主」は他に哀公十五年に見えるのみであり、より一般的な「盟主」を敢えて「諸侯主」に書き換えることは考えにくい。また、昭公二十年の「夫

子之家事治、言於晋国、竭情無私、其祝史祭祀陳信不愧、其家事無猜、其祝史不祈」は、表-襄二十七dでは「夫子之家事治、言於晋国無隠情、其祝史陳信於鬼神無愧辞」と、「無隠情」・「無愧辞」が対句となっており、引用時にそれを敢えて解体することは考えにくい。以上のことから、昭公二十年→表-襄二十七dの先後関係が成り立つ。

表-襄二十七dは昭公二十年の語句を「帰以語」・「宜其-也」など、『左伝』が好む言葉に改変しており、逆に言えば昭公二十年はさほど改変を被っていないことになる。[21]『左伝』の作文のありかたを窺わせるが、そこまで手を加えてこの部分に挿入した理由は、昭公二十年にはない最後の「子木又語王曰、宜晋之伯也、有叔向以佐其卿、楚無以当之、不可與争」の附加部分が語っている。このコメントは、「趙孟為客、子木與之言、弗能対、使叔向侍言焉、子木亦不能対也」を踏まえる。この宋の盟では、子木は隙あらば晋を襲撃するつもりだったが、結局何もしなかった。『左伝』はその理由を賢人である叔向の存在に帰すために、この文章を挿入したのである。

『左伝』が原資料の言葉を残した場合も、原資料の言葉を己の言葉に改変した場合も、原資料にない己の言葉を附加した場合も、それなりの理由と意図がある。使用されている言葉と文章の性格を分析し、作者の意図を読むことができれば、『左伝』作者が意識的に残した古い文章と、『左伝』作者が作文した新しい文章を、濾過することができるはずだ。

四、左伝の発想と関心

これまで予言・評言の形式と言葉という外面的特徴を中心に『左伝』作者が作文した部分を抽出してきたが、それらが同一人物の手によるものなら、当然その部分から看取される発想や関心といった書き手の内面的特徴にも共通性が見出せるはずである。そこで本章では、『左伝』作者が作文した可能性が高い部分に見える、特徴的な発想や関心を分析する。

表-襄二十七d	昭公二十年
子木問於趙孟曰、范武子之德何如、対曰、**夫子之家事治、言於晋国無隠情、其祝史陳信於鬼神無愧辞**、子木帰以語王、王曰、尚矣哉、能歆神人、宜其光輔五君以為**盟主**也、子木又語王曰、宜晋之伯也、有叔向以佐其卿、楚無以当之、不可與争	斉侯疥、遂痁、期而不瘳、諸侯之賓問疾者多在、梁丘拠與裔款言於公曰、吾事鬼神豊、於先君有加矣、今君疾病為諸侯憂、是祝史之罪也、諸侯不知、其謂我不敬、君盍誅於祝固史嚚以辞賓、公説、告晏子、晏子曰、日宋之盟、屈建問范会之德於趙武、趙武曰、**夫子之家事治、言於晋国、竭情無私、其祝史祭祀陳信不愧、其家事無猜、其祝史不祈**、建以語康王、康王曰、神人無怨、宜夫子之光輔五君、以為**諸侯主**也、公曰、拠與款謂寡人能事鬼神、故欲誅於祝史、子称是語何故、対曰、若有德之君、外内不廃、上下無怨、動無違事、其祝史薦信、無愧心矣、是以鬼神用饗、国受其福、祝史與焉、其所以蕃祉老寿者、為信君使也、其言忠信於鬼神、其適遇淫君、外内頗邪、上下怨疾、動作辟違、従欲厭私、高臺深池、撞鍾舞女、斬刈民力、輸掠其聚、以成其違、不恤後人、暴虐淫従、肆行非度、無所還忌、不思謗讟、不憚鬼神、神怒民痛、無悛於心、其祝史薦信、是言罪也、其蓋失数美、是矯誣也、進退無辞、則虚以求媚、是以鬼神不饗、其国以禍之、祝史與焉、所以夭昏孤疾者、為暴君使也、其言僭嫚於鬼神、公曰、然則若之何、対曰、不可為也、山林之木、衡鹿守之、沢之萑蒲、舟鮫守之、藪之薪蒸、虞候守之、海之塩蜃、祈望守之、縣鄙之人、入従其政、偪介之関、暴征其私、承嗣大夫、強易其賄、布常無藝、徴斂無度、宮室日更、淫楽不違、内寵之妾、肆奪於市、外寵之臣、僭令於鄙、私欲養求、不給則応、民人苦病、夫婦皆詛、祝有益也、詛亦有損、聊摂以東、姑尤以西、其為人也多矣、雖其善祝、豈能勝億兆人之詛、君若欲誅於祝史、脩德而後可、公説、使有司寛政、毀関、去禁、薄斂、已責

（一）己のありかた

他者との関係において、己がどうあるべきかを問題にするもの。己よりも他者を立てることを称えるもの（表-隠十・表-僖二十b・表-宣十一b・表-昭二・表-昭四a・表-昭十二a）、己を省みず他者に不徳をなすことを批判するもの（表-隠十一c・表-僖十九c・表-僖二十二c・表-僖二十三・表-文十五・表-襄五a・表-襄二十八c）、己の欲望のために他者に害を与えることを批判するもの（表-宣二b）、己の程度をわきまえることや他者がどうであれ己が問題であることを説くもの（表-桓六・表-僖二十a・表-宣十三b・表-哀六）、己を罪することを称えるもの（表-荘八・表-荘十一・表-荘十九）などがある。

『論語』には、雍也「夫仁者己欲立而立人、己欲達而達人、能近取譬、可謂仁之方也已」・顔淵「顔淵問仁、子曰、克己復礼為仁、一日克己復礼、天下帰仁焉、為仁由己、而由人乎哉」・同「仲弓問仁、子曰……己所不欲、勿施於人」・同「攻其悪無攻人之悪、非脩慝與」・衛霊公「子貢問曰、有一言而可以終身行之者乎、子曰、其恕乎、己所不欲、勿施於人」と、他者との関係における己のありかたを問題にする議論が見え、しかも表-僖二十a・表-昭十二cがそれぞれ顔淵の「為仁由己、而由人乎哉」・「克己復礼為仁」を引いているように、『左伝』の発想はこうした先行する議論を踏まえたものだろう。

（二）本末（表-隠六a・表-桓二c・表-荘六・表-閔元a・表-襄十九c・表-襄二十八c・表-昭五b・表-昭十一h・表-哀七）

ものごとの根本を絶つことや本が弱く末が強くなるような状況を非難するもの。本を大事にすることは、『論語』学而「君子務本、本立而道生、孝弟也者、其為仁之本與」にも見えるように、それほど珍しい発想ではないが、表-隠六a・表-荘六・表-閔元aのように植物に譬えて論ずる所に特徴がある。

（三）違和感

前稿bで述べたように、『左伝』は資料間の相違や異例な記述内容に違和感を覚えた時にコメントを発している。侵攻されているのに報復しないこと（表-荘二十七・表-宣六・表-成十五b・表-昭十三c）、不徳者の成功や小国の戦果（表-閔二・表-僖二・表-宣九b・表-成十六b・表-襄八a・表-襄十四c・表-襄二十八e・表-昭三d・表-昭四d）、有徳者の失敗（表-襄二十一a）、記述内容の異常（表-宣十一b・表-襄四a・表-襄三十d）、和議成立直後の征伐（表-成元a・表-成十五a）、外交上の特例（表-襄二十八a・表-昭三a）などがある。特に不徳者の成功や有徳者の失敗は、『左伝』にとって都合が悪いことであるから、その理由を説明する必要があったのだろう。

（四）悪や罪の積み重なり（表-荘二十七・表-僖二・表-文五b・表-宣二c・表-宣六・表-成十五b・表-成十六c・表-襄二十八e・表-襄三十b・表-昭元b・表-昭三a・表-昭四c・表-昭十一b・表-昭十一d・表-昭十八a・表-昭二十四b・表-哀十一a）

不徳者が驕り高ぶり、不徳を重ねることで、怨みや悪が集まり、結局自滅することを説くものや、天が悪や禍を集めて不徳者に罰を与えることを説くもの。（三）の侵攻に対して報復をしないことや、不徳者の成功など、違和感を覚えるような事態の説明に主に用いられる。

（五）警戒や準備の重視（表-隱五・表-僖二十一b・表-僖二十二d・表-文六b・表-成元b・表-成九b・表-襄十九b・表-襄二十二b・表-昭十三c・表-昭二十三b・表-昭二十四c・表-哀十一b）

戦時における警戒や、城郭修繕や軍備の増強による防備の強化を説き、不慮の事態への警戒や準備を重視するもの。単に軍事上のことに限らず、表-文六b・表-襄二十二bのように個人の処世にも及ぶ。

（六）文辞の重視（表-荘十一・表-襄十四b・表-襄二十五b・表-襄二十五c・表-襄二十六d・表-襄二十六f・表-襄二十七b・表-襄三十一e・表-昭元c・表-昭二・表-昭二十六a・表-哀十六）

文辞の重要性を説き、また実際引用した文辞に対して批評を加えるもの。表-襄二十五c・表-襄三十一eでは、子産の見事な文辞によって鄭が晋の追及を切り抜けたことを評価するが、小国が大国の中で生き残るために、文辞に通達した知識人がいかに役に立つかをアピールするためのものだろう。

（七）小国への関心（表-僖二十一a・表-僖二十二d・表-宣十四b・表-襄四b・表-襄八a・表-襄十九a・表-襄二十二a・表-襄二十三b・表-襄二十八a・表-襄二十八b・表-昭四b・表-昭五b・表-昭十八d・表-哀十一b）

大国に対する小国のありかたを述べるものや、小国がその分を超えることを難ずるものや、小国を侮ることを難ずるもの。前稿bで述べたように、小国がいかに大国の中で生き残っていくのかは、『左伝』にとって大きな問題関心の一つであり、小国を侮ることを批判することは、（五）の警戒の重視にも通じる。

（八）夷狄への関心（表-僖八・表-僖十九b・表-僖二十二b・表-宣十一b・表-宣十三b・表-成七・表-襄二a・表-昭十七c）

『左伝』は夷狄に関わる記事に敏感に反応し、コメントを加えている。『左伝』が夷狄に対して高い関心をもっていたことは前稿bでも指摘した。

（九）人事への関心（表-文三・表-文六a・表-宣十五a・表-宣十六・表-成八b・表-成十五c・表-襄三b・表-襄十五・表-襄二十九a・表-襄二十九e・表-襄二十九f・表-襄三十c・表-襄三十g・表-昭元f・表-昭五b・表-昭五d・表-昭七b・表-昭十一h・表-昭二十八a・表-昭二十八b・表-定九a・表-哀十六・表-哀十八・表-哀二十六）

人材の起用に対する評価や、人材の冷遇や虐待に対する批判など、『左伝』は人事に関わる記事に敏感に反応している。『左伝』作者の立場を窺わせるものだろう。

（十）「親」の相対化（表-隱四b・表-襄三b・表-昭十四・表-昭二十八a）

表-隱四bでは弑君に加担した子の石厚を殺させた石錯を、表-昭十四では弟叔魚の悪を裁いた叔向をそれぞれ称えている。「親」よりも「義」

を重んじたことを「直」として評価したものだが、『論語』子路「葉公語孔子曰、吾黨有直躬者、其父攘羊、而子証之、孔子曰、吾黨之直者異於是、父為子隠、子為父隠、直在其中矣」では、「親」を重んじて不正を隠すことを「直」としている。もっとも、この対話の主題はあくまで「直」のありかたであるから、子が父の不正を証する「直」よりも、父と子がお互いに庇い合うのが、より自然な「直」であると述べているだけかもしれないので、孔子がどこまで「親」を重んじていたかは明確ではない。とはいえ、少なくとも子が父の不正を証することは、悪を正すという意味で『左伝』のいうところの「義」にあたるため、「親」よりも「義」を重んじる『左伝』の主張は、この孔子の発言に反するものとして読者に受け取られる可能性があった。「親」よりも「義」を重んじた叔向の「直」を孔子に強調させるのは、子路に記述される孔子像を覆すためだろう。「父為子隠、子為父隠」と反する「不隠於親」という表現を用いていることも、『左伝』が子路を意識していたことを傍証する。

『論語』先進「顔淵死、顔路請子之車以為之椁、子曰、才不才、亦各言其子也、鯉也死、有棺而無椁、吾不徒行以為之椁、以吾従大夫之後、不可徒行也」・季氏「又聞君子之遠其子也」・『礼記』檀弓上「子夏既除喪而見、予之琴、和之而不和、弾之而不成声、作而曰、哀未忘也、先王制礼、而弗敢過也、子張既除喪而見、予之琴、和之而和、弾之而成声、作而曰、先王制礼、不敢不至焉」・同下「陳乾昔寝疾、属其兄弟、而命其子尊已曰、如我死、則必大為我棺、使吾二婢子夾我、陳乾昔死、其子曰、以殉葬非礼也、況又同棺乎、弗果殺」と、『左伝』以前の儒家においては基本的に「親」よりも礼のような客観的規範が重んじられているが、「親」と「義」についてはどちらを重んじるべきかということは、この子路を見る限りまだ議論の段階にあった。それに対し、『左伝』が「親」よりも「義」を重んじることを明確に主張していることは、『左伝』の時代では、「治国制刑」にあたり、「親」の尊重が大きな阻害になると見做されていたことを示唆している。

人事においても、身内を贔屓することは、表-襄三b「立其子不為比」・表-昭二十八a「吾與戊也縣、人其以我為黨乎」と、「比」・「黨」[22]として非難の対象となっている。もちろんそれは、血縁に拠らずに各国で任用された孔門の如き知識人層の意向を反映したものだろうが、表-昭二十八aで注目したいのは、「択善而従之曰比」と、『詩』皇矣の「比」字を『論語』述而「子曰、三人行、必有我師焉、**択其善者而従之**、其不善者而改之」の表現を用いて解釈していることである。[23] 身内を任用した魏献子の行為は「比」にあたるわけだが、「比」とは本来善人を択ぶという意味であると解釈し直すことで、魏献子は身内を贔屓して任用したのではなく、あくまで善人を任用しただけであることを強調しているのである。「教誨不倦曰長」が同じく述而の「誨人不倦」の表現が用いて解釈しているように、これら字義解釈は、純粋に『詩』を解釈しようとしたものでも、当時の『詩』解釈の成果を反映したものでもなく、『左伝』が己の主張のために『詩』の文言を利用しただけであり、『左伝』の引詩の性格を象徴するものである。[24] さらには、「居利思義」は、『論語』憲問「今之成人者、何必然、**見利思義**、見危授命、久要不忘平生之言、亦可以為成人矣」の表現を用いたものであり、魏戊は「成人」の要件の一つを備えた人物だということになる。『左伝』がそこまで手をかけて表-昭二十八aの対話を作文したのは、父が子を任用したという『左伝』にとって甚だ都合の悪い話を、逆に「夫挙無他、唯善所在、親疏一也」を示す話に作り変えたかったからに他ならない。

「義」にせよ「善」にせよ、「親」よりも重んずべき概念を提示するという点において『左伝』は一貫しており、それは『左伝』作者の社会的な立場を窺わせるものである。

以上の作業から、『左伝』作者が作文した可能性が高い部分には、言葉だけでなく、発想や関心の在処においても多くの共通性が見出せることを確認した。しかも夷狄や小国への関心は単行年代記の引用にも認められ、『左伝』作者の関心が一貫していることを示している。

五、予言の論理

『左伝』の予言は、政局や国情の分析による現実的な理由から結果を判断したものもあるが、非礼のために死亡する、徳行のために子孫が存続するといった、超現実的な理由と力のはたらきから結果を判断したものも多い。そのように人や国に禍福を降すのは、表-閔元c・表-僖二・表-僖十九b・表-文九b・表-宣三・表-宣十五b・表-襄二十八e・表-襄二十九f・表-襄三十一f・表-昭元c・表-昭元d・表-昭十一b・表-昭十一d・表-昭二十三a・表-昭二十七から天や祖先神と判断されるが、なぜそのような論理が成り立つのかは個々の予言において明確に説明されているわけではない。そもそも超現実的な力の存在を認める予言行為自体、儒家の現実主義に沿わないものであり、そのことは、表-定十五aの子貢の不敬形式予言の験として「夏五月壬申、公薨」の経文を引いた後、「仲尼曰、賜不幸言而中、是使賜多言者也」と、孔子の口を借りて子貢の予言行為に否定的なコメントを加えていることからも窺える。[25]それにも関わらず『左伝』が予言という形式を採用したのは、それだけの理由があったはずである。そこで本章では、人の行いに対する天や祖先神のはたらきを、『左伝』がどのような論理で説明しているかを分析することで、『左伝』が予言という形式を採用した背景を探る。

（一）子孫への禍福

『左伝』は、表-桓二b「周内史聞之曰、臧孫達其有後於魯乎、君違、不忘諫之以徳」・表-僖十一「受玉惰、過帰告王曰、晋侯其無後乎、王賜之命、而惰於受瑞、先自棄也已、其何継之有、礼、国之幹也、敬、礼之輿也、不敬則礼不行、礼不行則上下昏、何以長世」など、「有後於[国]」という言葉を人物称揚のために用いたり、「其無後乎」という言葉を人物批判のために用いたりしているが、こうした予言は、ある人物の行いによって、その子孫に禍福が降されるという観念に基づいている。[26]表-昭二十八aは、『詩』皇矣に対する解釈を根拠に、徳を修めれば天禄が子孫にまで及ぶことを説いており、これらの予言を論理付けるものである。

天上の上帝に仕える祖先神が、子孫である祭祀者に福をもたらすという観念は、西周から春秋の金文に散見するが、周厲王自作器である宗周鐘に、「隹皇上帝百神、保余小子、朕猷又成亡競、我隹司配皇天王、対作宗周宝鐘、倉々悤々、雝々雍々、用卲各不顕祖考先王、先王其厳在上、纍々豊々、**降余多福、福余順孫**、参寿隹琍、㝵其万年、畯保四或」と、祭祀者のみならず、その子孫にまで福が及ぶことが期待されている。また、『左伝』所見の載書では、僖公二十八年「癸亥、王子虎盟諸侯于王庭、要言曰、皆奬王室、無相害也、有渝此盟、明神殛之、俾隊其師、無克祚国、**及其玄孫**、無有老幼」と、神格が降す禍は子孫にまで及ぶとされている。皇矣はこうした観念を踏まえたものだろう。

僖公十年「神不歆非類、民不祀非族」・僖公三十一年「鬼神非其族類、不歆其祀」とあるように、祖先神祭祀の継承は子孫の存続を前提とする。それ故に、荘公三十二年「成季使以君命命僖叔、待于鍼巫氏、使鍼季酖之、曰、飲此則有後於魯国、不然死且無後、飲之、帰及逢泉而卒、立叔孫氏」と、子孫の存続と祭祀の継承は己の死よりも大事であり、そうし

た人々の願望を踏まえて、『左伝』は子孫への禍福を人の行いの結果として持ち出すのである。

『礼記』表記「子曰、后稷之祀易富也、其辞恭、其欲俭、其禄及子孫、詩曰、后稷兆祀、庶無罪悔、以迄于今」は、『詩』生民を根拠に后稷の祭祀のありかたによって祭祀者の子孫にまで福禄が及んだことを説いており、子孫への福を求める観念を利用した言説として『左伝』に先んじるものである。注目したいのは、表記が祭祀における「俭」を説いていることである。表記のように祭祀や葬儀における贅沢を戒め、質素にすることを説く儒家の言説は、『論語』八佾「林放問礼之本、子曰、大哉問、礼與其奢也寧俭、喪與其易也寧戚」・先進「顔淵死、門人欲厚葬之、子曰、不可、門人厚葬之、子曰、回也視予猶父也、予不得視猶子也、非我也、夫二三子也」・『礼記』檀弓下「曾子曰、晏子可謂知礼也已、恭敬之有焉、有若曰、晏子一狐裘三十年、遣車一乘、及墓而反、国君七个、遣車七乘、大夫五个、遣車五乘、晏子焉知礼、曾子曰、国無道、君子恥盈礼焉、国奢則示之以俭、国俭則示之以礼」に見え、『左伝』においても、桓公二年の臧哀伯の諫言・表-荘二十四a・表-成二bに同様の主張が見える。さらに、供物で神に働きかけるのではなく、徳ではたらきかけるように説くのが次の桓公六年・僖公五年である。

少師帰、請追楚師、隨侯将許之、季梁止之曰、天方授楚、楚之羸、其誘我也、君何急焉、臣聞、小之能敵大也、小道大淫、所謂道忠於民而信於神也、上思利民、忠也、祝史正辞、信也、今民餒而君逞欲、祝史矯挙以祭、臣不知其可也、公曰、吾牲牷肥腯、粢盛豊備、何則不信、対曰、夫民、神之主也、是以聖王先成民、而後致力於神、故奉牲以告曰、博碩肥腯、謂民力之普存也、謂其畜之碩大蕃滋也、謂其不疾瘯蠡也、謂其備腯咸有也、奉盛以告曰、絜粢豊盛、謂其三時不害、而民和年豊也、奉酒醴以告曰、嘉栗旨酒、謂其上下皆有嘉徳、而無違心也、所謂馨香無讒慝也、故務其三時、脩其五教、親其九族、以致其禋祀、於是乎民和而神降之福、故動則有成、今民各有心、而鬼神乏主、君雖独豊、其何福之有、君姑脩政而親兄弟之国、庶免於難、隨侯懼而脩政、楚不敢伐（桓公六年）

公曰、吾享祀豊絜、神必拠我、対曰、臣聞之、鬼神非人実親、惟徳是依、故周書曰、皇天無親、惟徳是輔、又曰、黍稷非馨、明徳惟馨、又曰、民不易物、惟徳緊物、如是則非徳民不和、神不享矣、神所馮依、将在徳矣、若晋取虞、而明徳以薦馨香、神其吐之乎（僖公五年）

いずれも供物の充実によって神の福を期待する国君に対し、徳を積み、民を和する者に神は福をもたらすと賢人が説くものである。桓公六年と僖公五年の間には、「馨香」のように語彙や表現の共有も認められ、神が徳を重視する故に神より先ず民を重視することを説く表-荘三十二とも発想を共有する。また、桓公六年には、「×、○之主」・「脩-教」・「民各有心」など、『左伝』作者が好んだ表現が見え、僖公五年には引書が認められ、いずれも『左伝』による潤色を被っていることは確実である。

神の福を期待するなら、隨侯や虞公のように供物の充実こそ神に喜ばれると考えるのが自然である。しかしそれを維持するにはそれなりの財が必要である。檀弓上「子思之母死於衛、柳若謂子思曰、子聖人之後也、四方於子乎観礼、子蓋慎諸、子思曰、吾何慎哉、吾聞之、有其礼、無其財、君子弗行也、有其礼、有其財、無其時、君子弗行也、吾何慎哉」・曲禮上「貧者不以貨財為礼、老者不以筋力為礼」と、財がなければ礼を行わなくてもよいとする論もあった。礼と財が切り離せないことは儒家の中でも強く意識されており、それゆえに、檀弓上「子游問喪具、夫子曰、称家之有亡、子游曰、有亡悪乎斉、夫子曰、有、毋過礼、苟亡矣、斂首足形、還葬、縣棺而封、人豈有非之者哉」・同下「子路曰、傷哉貧也、生無以為養、死無以為礼也、孔子曰、啜菽飲水、尽其歓、斯之謂孝、斂手

足形、還葬而無槨、称其財、斯之謂礼」と、家の財力に応じた葬儀でよいとする主張が生まれた。礼の実践を貧者をも含めた層にまで普及するためには、この檀弓のように財のかからない祭祀や葬儀のありかたを主張するしかない。しかし、祭祀や葬儀を簡素にすればその分神の福が薄くなるのではないかという不安が人々の間で生じる。そのため、桓公六年・僖公五年のように、神が供物ではなく、徳や民を重視するという論理を展開する必要があったのである。

そうした『左伝』をとりまく同時代的背景と前述の『左伝』の『詩』解釈の性格を踏まえた上で、改めて表-昭二十八aを読み直すなら、子孫への福という西周以来の観念を徳の重視に結びつけるため、西周の言葉を伝える『詩』を利用したものということができるだろう。

（二）不敬形式予言の論理

表-襄三十一hでは、公子囲の「威儀」を見てその死を予言した北宮文子に対し、衛襄公が「子何以知之」となぜ公子囲が死ぬことがわかるのかを訝っている。この疑問はそもそも不敬形式予言全般に言えることで、人の「威儀」の有無がなぜその生死を決めるのかは常識的には理解できない。北宮文子は、『詩』大雅抑を根拠に「民之則」となる威儀がない者が民の上にいるとまともに死ねないと説明するが、その具体的根拠は、同じく抑を踏まえている表-成十三bに示されている。すなわち、民が「天地之中」を受けて生まれたことを「命」とし、「動作礼義威儀之則」によってその「命」が定まる。「威儀」を疎かにするとその「命」を棄てたことになり、死がもたらされるという論理なのである。

この表-成十三bの「命」は、生命の意味にも天命の意味にも受け取れるが、その「命」について論ずるものに、次の文公十三年がある。

邾文公卜遷于繹、史曰、利於民而不利於君、邾子曰、苟利於民、孤之利也、**天生民而樹之君**、以利之也、民既利矣、孤必與焉、左右曰、命可長也、君何弗為、邾子曰、命在養民、死之短長、時也、民苟利矣、遷也、吉莫如之、遂遷于繹、五月、邾文公卒、君子曰、知命

ここでも「天生民而樹之君」と、民の原始が説かれるが、これとほぼ同じ「天生民而立之君」という表現が『左伝』の作文した表-襄十四dにも見え、しかも「養民」という言葉も共有する。少なくともこの文章の言論部分は『左伝』の作文である。

「左右」の用いる「命」は生命・寿命の意味に受け取れ、邾文公の用いる「命」は天命の意味に受け取れるが、[27] 邾文公の用いる「命」は「左右」のいう「命」をうけて述べているのだから、生命の意味の「命」と異なるものとして用いているのではなく、生命の意味を包含した上で用いていると見るべきである。つまり『左伝』は、「命」が生命の意味をもつことを踏まえながら、「養民」こそ天から与えられたより高次の「命」であるとしたのである。君子の「知命」とは、多様な意味に解釈される「命」の中で、邾文公は真の「命」の意味を知っていた、ということを確認するために、また、結果的には史の卜が中ってしまったが、それでもなお邾文公が正しかったことを主張するために、『左伝』が附加したものだろう。

『詩』大雅蕩「天生烝民、其命匪諶」のように、天が民を生んだ時に「命」を与えたことは『詩』から見えており、「命」が生命と天命の意味を包含した上で用いられるのも自然であったといえる。表-成十三bの「棄命」も、生命を棄てることと天命を棄てることの両方の意味を包含して用いられており、だからこそ天に背いて「威儀」を疎かにすると「命」を失うことになるのである。不敬形式予言において、「動作礼義威儀之則」によって禍福が決まるというのは、そうした論理に基づいていると見るべきである。しかしながら、文公十三年の「死之短長、時也」は、

占卜によって禍を避けることを否定するものだが、死が必然的なものではなく、偶然的なものであることを主張しているのであるから、結局は「動作礼義威儀之則」によって禍福が決まるということをも否定することになる。この言葉に明示されるように、『左伝』は「動作礼義威儀之則」が禍福や生死に何の因果関係もないとわかっているし、また、ないとわかっているから表-襄三十一hのような釈明的な文章を書いているのである。そうした『左伝』が、それでもなお不敬形式予言を創作したのは、単純に考えれば「動作礼義威儀之則」を守ることの要を訴えたかったからということになりそうだが、表-昭五b・表-昭二十五cでは「礼」より下るものとして「儀」を扱っており、実は『左伝』はそれほど「動作礼義威儀之則」を重視していたわけではない。それでは真の目的は何か。

『論語』顔淵「死生有命、富貴在天」という言葉が、「商聞之矣」と標語として語られているように、少なくとも『論語』の時代までは、人間の生死が人間の力では如何ともし難い「命」によって決まっているという通念があり、雍也「伯牛有疾、子問之、自牖執其手、曰、亡之、命矣夫、斯人也而有斯疾也、斯人也而有斯疾也」と、孔子自身そうした「命」の存在を認めている。[28] 人間の生死が予め決まっているなら、善行を積み重ねても早死にすることもあれば、悪行を積み重ねても長生きすることもあり、それなら敢えて苦しい思いをして人間的な努力を積み重ねる必要はないということになってしまう。だからこそ『左伝』は、「動作礼義威儀之則」を守るという人間的な努力と「命」を結びつけ、従来の「命」の意味を超えた新たな「命」の意味を提示することで、人々の死生観を変えようとしていたのである。不敬形式予言は、前述のように創作が容易ながら、実在した人物の運命を利用することで、人間的な努力によって禍を回避し得ることを人々に訴える絶好の方法だったのだ。

おわりに

「死而不朽[29]」で知られる表-襄二十四aの范宣子と叔孫穆子の対話は、「×聞之、大上……其次……」という句法が僖公二十四年の富辰の諫言にも見え、『左伝』が好む言葉である「其是之謂乎」が用いられており、『左伝』の作文となる。この対話は、『春秋』経文の背景を説明するわけでも、前後の具体的な事件と関係するわけでもなく、『春秋』の伝としても、できごとの因果関係を説明する上でも不要な文章である。逆に考えれば、『春秋』の伝としての体裁を逸脱してでも『左伝』が書きたいことを書いたということであり、その意味でこの対話には『左伝』の真意が込められていることが期待される。そこで最後に、本稿の所見を踏まえてこの対話を読み直すことで、本稿のまとめに代えたい。

まず注目したいのは、この「死而不朽」が「古人」の言葉として扱われていることである。これとほぼ同じ「死且不朽」という言葉が、僖公三十三年・成公三年・成公十六年・昭公三十一年に見えるが、[30] これらの文章は「死且不朽」以外の言葉も共有しており、原資料の作者が春秋時代に常用された感謝の意を表す定型的表現を用いて作文したものだろう。[31] つまり「死而不朽」は春秋時代では常語だったことになるが、春秋時代の人間である范宣子と叔孫穆子が、春秋時代の常語を「古人」の言葉として重く扱う矛盾こそ、『左伝』の言語認識と言語使用のありかたを如実に表している。[32] すなわち『左伝』は、利用した原資料に残されていた春秋時代の言葉を、現代である戦国中期頃の言葉と異なる古い言葉と明確に認識しながら、春秋時代の人物の口を借りてコメントした際は、春秋時代の言葉を擬するのではなく、あくまで現代の言葉を用いて作文していたのであり、『左伝』中の言葉の分布状況はそれを裏付けている。

また、この「死而不朽」は、過去の人間が何を残してきたかというこ

とに仮託して、今生きている人間が死後の未来に何を残せるのかを議論するものである。范宣子が主張する子孫の存続と祖先神祭祀の継承は、当時においてより普遍的な価値観を反映したものであろうし、前述のように『左伝』もそうした人々の願望を利用していた。しかし既に見てきたように、有徳者の子孫が滅びることもあれば、不徳者の子孫が栄えることもあるという現実を『左伝』は自覚していたし、その現実を認めた上で子孫の存続と祭祀の継承を人の生きる意味とするなら、子孫が滅びた有徳者は誤っていたことになり、子孫が栄えた不徳者は正しかったことになる。そんな人間的な努力を無意味なものにしかねない価値観を、『左伝』は認めるわけにはいかなかった。[33] さりとて、『論語』衛霊公「子曰、君子疾没世而名不称焉」のように死後に名を残すことも、善人の名を書き、淫人の名を書かないはずの『春秋』経文が矛盾に満ちていることを知り尽くしている『左伝』にとっては到底不朽たりえない。[34] それに対し、叔孫穆子が主張する「言」は、子孫が滅びようと、名が忘れ去られようと、時を超えて伝え得るものであり、しかも「仁人之言」は人々に多くの利をもたらす（表-昭三c）。[35] それ故に『左伝』は、一方では「仁人之言」を忠実に引用することで後世の人々に利をもたらそうとし、一方では仁人の口を借りて己の言を述べることで己の志を伝えようとした（表-襄二十五c「言以足志」）。それによって過去の仁人と己自身の不朽をはかったのであり、確かに『左伝』の言は現在にまで残っているのである。

注

① 『中国古代政治思想研究―左伝研究ノート―』序説（青木書店、一九七〇、後『春秋左氏伝研究』小倉芳彦著作選三、論創社、二〇〇三に所収）。

② 「陽虎と公山不狃―春秋末期の「叛」―」（前掲書所収）。

③ 拙稿「左氏述作―春秋学―」（『立命館文学』五八七、二〇〇四、以下前稿aとする）・「左氏述作―年代記―」（『立命館文学』五九一、二〇〇五、以下前稿bとする）。

④ 小野忍訳『左伝真偽考』（文求堂、一九三九、原著一九二六）。

⑤ 吉本道雅「左伝成書考」（『立命館東洋史学』二五、二〇〇二）参照。なお、本稿が使用する文献の年代観は前稿a注⑦と同様である。

⑥ 吉本道雅「檀弓考」（『古代文化』四四-五、一九九二）。

⑦ もちろん、前掲吉本道雅「左伝成書考」が摘出しているように、編纂後の附加の可能性も考慮しておく必要がある。

⑧ 本稿では、本稿の作業の結果抽出された『左伝』が作文した可能性が高い予言・評言（二章にて述べるb・c・d・e・f・gの部分）を附表Ⅰにまとめており、そこからの資料を挙げる場合は表-昭十九aのように表記する。また、本稿では資料の引用に際し、必要に応じて『春秋』引用部分に一重線を引き、『左伝』が直接引用した単行年代記に波線を引き、後述する『左伝』が好んだ言葉に二重線を引く。

⑨ 鎌田正『左伝の成立と其の展開』（大修館書店、一九六三）が指摘したように、君子はあくまで現代人として扱われているから、時人のように予言することはない。頻用される「君子是以知……」に始まるコメントも、予言というよりはそうした結果になる原因や契機を指摘した批評というべきである。

⑩ 鄭楚の儀礼は、「丙子晨、鄭文夫人芈氏姜氏労楚子於柯沢、楚子使師縉示之俘馘、君子曰、非礼也、婦人送迎不出門、見兄弟不踰閾、戎事不邇女器、丁丑、楚子入、饗于鄭、九献、庭実旅百、加籩豆六品、饗畢、夜出、文芈送于軍、取鄭二姫以帰、叔詹曰、楚王其不没乎、為礼卒於無別、無別不可謂礼、将何以没、諸侯是以知其不遂霸也」と、年代記的資料の存在を示唆する干支や『左伝』中では他に見えない人名・地名が見え、『左伝』の創作と考えがたい。趙文子の辞命は、「天王使劉定公労趙孟於潁、館於雒汭、劉子曰、美哉禹功、明徳遠矣、微禹吾其魚乎、吾與子弁冕端委、以治民臨諸侯、禹之力也、子盍亦遠績禹功、而大庇民乎、対曰、**老夫**罪戾**是懼**、焉能恤遠、**吾儕**偷食、朝不謀夕、何其長也、劉子帰以語王曰、諺所謂老将知而耄及之者、其趙孟之謂乎、為晋正卿、以主諸侯、而儕於隷人、朝

不謀夕、棄神人矣、神怒民叛、何以能久、趙孟不復年矣、神怒不歆其祀、民叛不即其事、祀事不従、又何以年」と、「老夫」・「是懼」・「吾儕」等辞命や説話部分に頻見される言葉で作文されており、『左伝』の創作と考えがたい。これらいずれも先行する資料に『左伝』が叔詹・劉定公の口を借りてコメントを加えたものである。

⑪ 解伝については、趙光賢「左伝編撰考」上（『中国歴史文献研究集刊』一、一九八〇、後『古史考辨』北京師範大学出版社、一九八七に所収）参照。

⑫ 主君や上位の大夫に対する進言は、結果となるできごとを導く原因を創出するという点において、因果関係を明確にすべく『左伝』が作文した可能性が高い部分である。例えば、表-僖三十三bは、国荘子の礼に適った態度を見て斉への朝見を進言するものだが、非礼が有礼と逆になっただけで、不敬形式予言と形式上変わる所がない。同経文「冬十月、公如斉」の原因を作るために、同経文「斉侯使国帰父来聘」を利用して『左伝』が作文したものだろう。本稿では、『春秋』・単行年代記のみを伴う進言で、『左伝』が作文した可能性が高いものは、予言・評言に準じて扱う。

⑬ 賢人が主君の無道や愚行を諫めるという形式は、『左伝』が己の思想を主張しやすいため、原資料から引用される際に『左伝』による潤色や挿入を被っている可能性が高い部分である。例えば、桓公二年の臧哀伯の諫言は、「猶懼」・「×以［動］［賓］」・「猶或・況」など、他にも『左伝』作者が好んだ言葉が見え、「義士猶或非之」が、表-僖十九a「義士猶曰薄徳」と表現が類似するなど、『左伝』による潤色を被っていることは確実である。諫言についても、『春秋』・単行年代記のみを伴うものは、先行する原資料の潤色ではなく、『左伝』が創作したコメントとなるので、予言・評言に準じて扱う。なお、「×以［動］［賓］」の句式については、何楽士「〝政以治民〟和〝以政治民〟両種句式有何不同？」（『古漢語語法研究論文集』商務印書館、二〇〇〇）参照。

⑭ hとiについては、予言や評言とは性格が異なるという観点から附表Ⅰには含めていないため、別途『左伝』が手を加えているという根拠を提示する必要があるが、別稿にて詳述する予定なので、本稿では必要な部分のみに止めた。

⑮ 子産の書簡は、「×之輿也」・「也夫」・「×以［動詞］［賓語］」など、他にも『左伝』作者が好んだ言葉が見え、引詩も認められることから、『左伝』による潤色を被っている可能性が高い。季札観楽も、鄭・陳滅亡の予言が挿入されているなど、『左伝』による潤色や附加を被っている。

⑯ 前掲吉本道雅「檀弓考」。

⑰ 医和の診断は、「可謂×矣」・「能無×乎」など、他にも『左伝』作者が好んだ言葉が見え、「天有六気、降生五味、発為五色、徴為五声、淫生六疾」が表-昭二十五cの子大叔と趙簡子の対話に見える「生其六気、用其五行、気為五味、発為五色、章為五声、淫則昏乱、民失其性」と表現を共有するなど、『左伝』による潤色を被っていることは確実である。

⑱ 前掲『左伝の成立と其の展開』。

⑲ 吉本道雅「春秋載書考」（『東洋史研究』四三-四、一九八五）は、前五世紀初頭に断代される出土載書が、『左伝』所見の載書と共通の書式を持ち、かつ新しいことを指摘している。

⑳ 成公十三年・昭公三十二年に見える使役「俾」は、金文、『詩』『書』、侯馬盟書に見えるほか、成公十二年の宋の盟の載書、襄公十一年の亳の盟の載書に見える。他にも、「罔極」（文公十七年・昭公二十六年）・「厥心」（成公十三年）・「不遑啓処」（襄公八年・昭公三十二年）など、金文、『詩』『書』に見える表現が見える。『左伝』の古い層の抽出については別稿にて詳述する予定である。

㉑ 「×以［動］［賓］」・「私欲」・「而後可」など、『左伝』が好む言葉も認められるものの、他の言葉では、「為×憂」は辞命に頻見し、「矯誣」は、昭公二十六年の王子朝の辞命にしか見えず、その他にも「謗讟」・「求媚」・「孤疾」・「無藝」等、説話部分にしか見えない言葉ばかりであり、原資料の改変は部分的なものと思われる。

㉒ 『論語』為政「子曰、君子周而不比、小人比而不周」・衛霊公「子曰、君子矜而不争、群而不黨」。

㉓ 兪樾『群経平議』巻二十七は、他の句が六字で一律なのにこの句のみ七字であることから、「之」字を衍文とするが、『左伝』は句が乱れても敢えて述而を引用したと見るべきであり、むしろ『左伝』の作為を顕著に示すものだろう。

㉔ なお、引詩冒頭「惟此文王」は、現行本皇矣「惟此王季」と異なるが、「比于文王」とあるから、ここは王季でなければならない。魏献子の人事を文王の徳に適うものとするために、『左伝』が王季を文王に改変したものと思われる。昭公六年の叔向の書簡は、引詩のほか、「行之以礼」・「聖哲」・「其此之謂乎」など、『左伝』作者が好んだ言葉が見え、「行之以礼」は、表-昭五cと同様「守之以信」と並んで用いられており、『左伝』による潤色を被っていることは確実な部分であるが、ここでも我将引用部の「儀式刑文王之徳」は、現行本「儀式刑文王之典」と異なる。刑書が不要であることの根拠にするには、「典」では法典の意味に解釈される可能性があり都合が悪いため、「徳」に改変したものだろう。

㉕ 『礼記』少儀でも「毋測未至」と、妄りに未来を予測することは否定されている。

㉖ 表-襄十四aでは、欒黶の汰虐によって禍が降りかかるのが、欒黶自身ではなく子の盈なのは、父の欒書の徳が欒黶にまで及び、盈の代で消えてしまうからだと説いている。これは、欒氏が傲慢な欒黶の代で滅びなかった事実は、徳を修めなくても災厄が及ばないということになり、『左伝』にとって甚だ都合が悪いので、欒書の徳が欒黶の代にまで及んでいたから滅びなかったと説明することでその矛盾を解消するために作られたものだが、これもある人物の行いが、時を超えてその子孫にまで禍福をもたらすという観念に基づいている。

㉗ 『会箋』「命者人君所受之天命也」。

㉘ 金谷治「孔孟の「命」について」（『死と運命』法蔵館、一九八六所収）参照。

㉙ 貝塚茂樹「不朽―中国古代人の死後生命観の変遷」（『古代中国の精神』筑摩書房、一九六七所収）。

㉚ 僖公三十三年「孟明稽首曰、君之恵、不以纍臣釁鼓、使帰就戮于秦、寡君之以為戮、**死且不朽**、若従君恵而免之、三年将拝君賜」・成公三年「王送知罃曰、子其怨我乎、対曰、二国治戎、臣不才、不勝其任、以為俘馘、執事不以釁鼓、使帰即戮、君之恵也、臣実不才、又誰敢怨、王曰、然則徳我乎、対曰、二国図其社稷、而求紓其民、各懲其忿、以相宥也、両釈纍囚、以成其好、二国有好、臣不與及、其誰敢徳、王曰、子帰何以報我、対曰、臣不任受怨、君亦不任受徳、無怨無徳、不知所報、王曰、雖然必告不穀、対曰、以君之霊、纍臣得帰骨於晋、寡君之以為戮、**死且不朽**、若従君之恵而免之、以賜君之外臣首、首其請於寡君、而以戮於宗、亦**死且不朽**、若不獲命、而使嗣宗職、次及於事、而帥偏師以脩封疆、雖遇執事、其弗敢違、其竭力致死、無有二心、以尽臣礼、所以報也、王曰、晋未可與争、重為之礼而帰之」・成公十六年「王使謂子反曰、先大夫之覆師徒者、君不在、子無以為過、不穀之罪也、子反再拝稽首曰、君賜臣死、**死且不朽**、臣之卒実奔、臣之罪也、子重使謂子反曰、初隕師徒者、而亦聞之矣、盍図之、対曰、雖微先大夫有之、大夫命側、側敢不義、側亡君師、敢忘其死、王使止之、弗及而卒」・昭公三十一年「荀躒曰、寡君使躒謂吾子、何故出君、有君不事、周有常刑、子其図之、季孫練冠麻衣跣行、伏而対曰、事君臣之所不得也、敢逃刑命、君若以臣為有罪、請囚于費、以待君之察也、亦唯君、若以先臣之故、不絶季氏、而賜之死、若弗殺弗亡、君之恵也、**死且不朽**、若得従君而帰、則固臣之願也、敢有異心」

㉛ 僖公三十三年の「三年将拝君賜」が文公二年の彭衙の敗戦の伏線となっているように、これらの言論は一次的な記録を保存したものではなく、後代の創作となるが、原資料の作者は、その時代の言論としてリアリティを与えるために定型的表現を用いて作文したのだろうから、定型的表現自体は春秋時代に常用されていたものとなる。また、そうした定型的表現が定型的表現として読み手にも通じなければ意味がないから、後代といっても春秋時代の言葉が生きていたか、少なくとも忘れられていない時代に創作されたことが推定される。

㉜ 表-昭十二cでも、孔子が「克己復礼仁也」を古語として引いているが、この言葉は他ならぬ『論語』顔淵での孔子自身の言葉である。

㉝ 宣公五年「王思子文之治楚国也、曰、子文無後、何以勧善、使復其所、改命曰生」・成公八年「韓厥言於晋侯曰、成季之勲、宣孟之忠、而無後、為善者其懼矣、三代之令王、皆数百年保天之禄、夫豈無辟王、頼前哲以免也、周書曰、不敢侮鰥寡、所以明徳也、乃立武、而反其田焉」とあるように、有徳者の子孫が絶えるという事実が、善行が無意味なものであるという認識を人々に与えてしまうことは自覚されていた。

㉞ 前稿a参照。

㉟　さらに言えば、祭祀の継承も死後の名声も基本的に己のことにしか目が向けられていないのに対し、言を未来に残すことは、己の利ではなく、後世の人々という他者に利をもたらすことがはっきりと意識されており、『左伝』の思想にかなうものである。

（九州大学附属図書館司書）

附表Ⅰ

年	内容	形式	引用・発想・関心
隱元	君子曰、潁考叔純孝也、愛其母、施及莊公、詩曰、孝子不匱、永錫爾類、其是之謂乎	君子	詩
隱三a	君子曰、信不由中、質無益也、明恕而行、要之以礼、雖無有質、誰能間之、苟有明信、澗谿沼沚之毛、蘋蘩薀藻之菜、筐筥錡釜之器、潢汙行潦之水、可薦於鬼神、可羞於王公、而況君子結二国之信、行之以礼、又焉用質、風有采蘩采蘋、雅有行葦泂酌、昭忠信也	君子	詩
隱三b	君子曰、宋宣公可謂知人矣、立穆公、其子饗之、命以義夫、商頌曰、殷受命咸宜、百禄是荷、其是之謂乎	君子	詩
隱四a	公問於衆仲曰、衛州吁其成乎、対曰、臣聞以德和民、不聞以乱、以乱猶治絲而棼之也、夫州吁阻兵而安忍、阻兵無衆、安忍無親、衆叛親離、難以済矣、夫兵猶火也、弗戢将自焚也、夫州吁弑其君、而虐用其民、於是乎不務令德、而欲以乱成、必不免矣	無関係人＋対話	
隱四b	君子曰、石碏純臣也、悪州吁而厚與焉、大義滅親、其是之謂乎	君子	（十）
隱五	君子曰、不備不虞、不可以師	君子	（五）
隱六a	君子曰、善不可失、悪不可長、其陳桓公之謂乎、長悪不悛、従自及也、雖欲救之、其将能乎、商書曰、悪之易也、如火之燎于原、不可鄉邇、其猶可撲滅、周任有言曰、為国家者、見悪如農夫之務去草焉、芟夷薀崇之、絶其本根、勿使能殖、則善者信矣	君子	書・周任・（二）
隱六b	王不礼焉、周桓公言於王曰、我周之東遷、晋鄭焉依、善鄭以勧来者、猶懼不蔇、況不礼焉、鄭不来矣	不敬	
隱七	歃如忘、洩伯曰、五父必不免、不頼盟矣……亦知陳之将乱也	不敬	
隱八	陳鍼子送女、先配而後祖、鍼子曰、是不為夫婦、誣其祖矣、非礼也、何以能育	不敬	
隱十	君子謂鄭莊公於是乎可謂正矣、以王命討不庭、不貪其土、以労王爵、正之體也	君子	（一）
隱十一a	君子謂鄭莊公於是乎有礼、礼経国家、定社稷、序民人、利後嗣者也、許無刑而伐之、服而舍之、度德而処之、量力而行之、相時而動、無累後人、可謂知礼矣	君子	
隱十一b	君子謂鄭莊公失政刑矣、政以治民、刑以正邪、既無德政、又無威刑、是以及邪、邪而詛之、将何益矣	君子	
隱十一c	君子是以知桓王之失鄭也、恕而行之、德之則也、礼之経也、己弗能有、而以與人、人之不至、不亦宜乎	君子	（一）
隱十一d	君子是以知息之将亡也、不度德、不量力、不親親、不徵辞、不察有罪、犯五不韙、而以伐人、其喪師也、不亦宜乎	君子	
桓二a	君子以督為有無君之心、而後動於悪、故先書弑其君	君子	
桓二b	周内史聞之曰、臧孫達其有後於魯乎、君違、不忘諫之以德	無関係人	
桓二c	師服曰、異哉君子之名子也、夫名以制義、義以出礼、礼以體政、政以正民、是以政成而民聴、易則生乱、嘉耦曰妃、怨耦曰仇、古之命也、今君命大子曰仇、弟曰成師、始兆乱矣、兄其替乎……師服曰、吾聞国家之立也、本大而末小、是以能固、故天子建国、諸侯立家、卿置側室、大夫有貳宗、士有隷子弟、庶人工商各有分親、皆有等衰、是以民服事其上、而下無覬覦、今晋甸侯也、而建国、本既弱矣、其能久乎	予言	（二）

桓六	公之未婚於斉也、斉侯欲以文姜妻鄭大子忽、大子忽辞、人問其故、大子曰、人各有耦、斉大、非吾耦也、詩云、自求多福、在我而已、大国何為、君子曰、善自為謀	君子	詩・（一）
桓九	享曹太子、初献楽奏、而歎、施父曰、曹大子其有憂乎、非歎所也	不敬	
桓十二	君子曰、苟信不継、盟無益也、詩云、君子屢盟、乱是用長、無信也	君子	詩
桓十七	君子謂昭公知所悪矣、公子達曰、高伯其為戮乎、復悪已甚矣	君子、予言	
荘六	君子以二公子之立黔牟、為不度矣、夫能固位者、必度於本末、而後立衷焉、不知其本不謀、知本之不枝弗強、詩云、本枝百世	君子	詩・（二）
荘八	仲慶父請伐斉師、公曰、不可、我実不徳、斉師何罪、罪我之由、夏書曰、皐陶邁種徳、徳乃降、姑務脩徳以待時乎、秋、師還、君子是以善魯荘公	対話、君子	書・（一）
荘十一	臧文仲曰、宋其興乎、禹湯罪己、其興也勃焉、桀紂罪人、其亡也忽焉、且列国有凶、称孤礼也、言懼而名礼、其庶乎、既而聞之曰、公子御説之辞也、臧孫達曰、是宜為君、有恤民之心	予言	（一）・（六）
荘十四a	公聞之、問於申繻曰、猶有妖乎、対曰、人之所忌、其気燄以取之、妖由人興也、人無釁焉、妖不自作、人棄常則妖興、故有妖	無関係人＋対話	
荘十四b	君子曰、商書所謂悪之易也、如火之燎于原、不可鄉邇、其猶可撲滅者、其如蔡哀侯乎	君子	書
荘十六	君子謂強鉏不能衛其足	君子	
荘十九	君子曰、鬻拳可謂愛君矣、諫以自納於刑、刑猶不忘納君於善	君子	（一）
荘二十	鄭伯聞之、見虢叔曰、寡人聞之、哀楽失時、殃咎必至、今王子頽歌舞不倦、楽禍也、夫司寇行戮、君為之不挙、而況敢楽禍乎、奸王之位、禍孰大焉、臨禍忘憂、憂必及之、盍納王乎、虢公曰、寡人之願也	対話	
荘二十一	原伯曰、鄭伯效尤、其亦将有咎	予言	
荘二十二	君子曰、酒以成礼、不継以淫、義也、以君成礼、弗納於淫、仁也	君子	
荘二十三	曹劌諫曰、不可、夫礼所以整民也、故会以訓上下之則、制財用之節、朝以正班爵之義、帥長幼之序、征伐以討其不然、諸侯有王、王有巡守、以大習之、非是君不挙矣、君挙必書、書而不法、後嗣何観	諫言	
荘二十四a	禦孫諫曰、臣聞之、倹、徳之共也、侈、悪之大也、先君有共徳、而君納諸大悪、無乃不可乎	諫言	
荘二十四b	禦孫曰、男贄、大者玉帛、小者禽鳥、以章物也、女贄、不過榛栗棗脩、以告虔也、今男女同贄、是無別也、男女之別、国之大節也、而由夫人乱之、無乃不可乎	評言	
荘二十七	晋侯将伐虢、士蔿曰、不可、虢公驕、若驟得勝於我、必棄其民、無衆而後伐之、欲禦我誰與、夫礼楽慈愛、戦所畜也、夫民、讓事楽和愛親哀喪、而後可用也、虢弗畜也、亟戦将饑	諫言	（三）・（四）
荘三十二	恵王問諸内史過曰、是何故也、対曰、国之将興、明神降之、監其徳也、将亡、神又降之、観其悪也、故有得神以興、亦有以亡、虞夏商周皆有之、王曰、若之何、対曰、以其物享焉、其至之日、亦其物也、王従之、内史過往、聞虢請命、反曰、虢必亡矣、虐而聴於神……史嚚曰、虢其亡乎、吾聞之、国将興、聴於民、将亡、聴於神、神聡明正直而壹者也、依人而行、虢多涼徳、其何土之能得	対話、予言	

閔元a	仲孫帰曰、不去慶父、魯難未已、公曰、若之何而去之、対曰、難不已、将自斃、君其待之、公曰、魯可取乎、対曰、不可、猶秉周礼、周礼所以本也、臣聞之、国将亡、本必先顛、而後枝葉従之、魯不棄周礼、未可動也、君其務寧魯難而親之、親有礼、因重固、間携貳、覆昏乱、覇王之器也	対話	(二)
閔元b	士蔿曰、大子不得立矣、分之都城、而位以卿、先為之極、又焉得立、不如逃之、無使罪至、為呉大伯、不亦可乎、猶有令名、與其及也、且諺曰、心苟無瑕、何恤乎無家、天若祚大子、其無晋乎	予言	
閔元c	卜偃曰、畢万之後必大、万、盈数也、魏、大名也、以是始賞、天啓之矣、天子曰兆民、諸侯曰万民、今名之大、以従盈数、其必有衆	予言	
閔二	舟之僑曰、無徳而禄、殃也、殃将至矣、遂奔晋	予言	(三)
僖元	君子以斉人殺哀姜也為已甚矣、女子従人者也	君子	
僖二	晋卜偃曰、虢必亡矣、亡下陽不懼、而又有功、是天奪之鑒、而益其疾也、必易晋而不撫其民矣、不可以五稔	予言	(三)・(四)
僖三	鄭伯欲成、孔叔不可曰、斉方勤我、棄徳不祥	諫言	
僖五	孔叔止之曰、国君不可以軽、軽則失親、失親患必至、病而乞盟、所喪多矣、君必悔之、弗聴、逃其師而帰	諫言	
僖七a	孔叔言於鄭伯曰、諺有之曰、心則不競、何憚於病、既不能彊、又不能弱、所以斃也、国危矣、請下斉以救国、公曰、吾知其所由来矣、姑少待我、対曰、朝不及夕、何以待君	進言	諺
僖七b	子文聞其死也曰、古人有言曰、知臣莫若君、弗可改也已	評言	古人
僖八	梁由靡曰、狄無恥、従之必大克、里克曰、懼之而已、無速衆狄、虢射曰、期年狄必至、示之弱矣	予言	(八)
僖九a	宰孔先帰、遇晋侯曰、可無会也、斉侯不務徳而勤遠略、故北伐山戎、南伐楚、西為此会也、東略之不知、西則否矣、其在乱乎、君務靖乱、無勤於行、晋侯乃還	対話	
僖九b	君子曰、詩所謂白圭之玷、尚可磨也、斯言之玷、不可為也、荀息有焉	君子	詩
僖九c	公謂公孫枝曰、夷吾其定乎、対曰、臣聞之、唯則定国、詩曰、不識不知、順帝之則、文王之謂也、又曰、不僭不賊、鮮不為則、無好無悪、不忌不克之謂也、今其言多忌克、難哉、公曰、忌則多怨、又焉能克、是吾利也	対話	詩
僖十一	受玉惰、過帰告王曰、晋侯其無後乎、王賜之命、而惰於受瑞、先自棄也已、其何継之有、礼、国之幹也、敬、礼之輿也、不敬則礼不行、礼不行則上下昏、何以長世	不敬	
僖十二	君子曰、管氏之世祀也宜哉、讓不忘其上、詩曰、愷悌君子、神所労矣	君子	詩
僖十三	事畢、不與王言、帰復命曰、未可、王怒未怠、其十年乎、不十年王弗召也	不敬	
僖十四	晋卜偃曰、期年将有大咎、幾亡国	予言	
僖十五	及恵公在秦、曰、先君若従史蘇之占、吾不及此夫、韓簡侍曰、亀、象也、筮、数也、物生而後有象、象而後有滋、滋而後有数、先君之敗徳、及可数乎、史蘇是占、勿従何益、詩曰、下民之孽、匪降自天、僔沓背憎、職競由人	対話	詩
僖十六	周内史叔興聘于宋、宋襄公問焉曰、是何祥也、吉凶焉在、対曰、今茲魯多大喪、明年斉有乱、君将得諸侯而不終、退而告人曰、君失問、是陰陽之事、非吉凶所生也、吉凶由人、吾不敢逆君故也	対話	

僖十九a	司馬子魚曰、古者六畜不相為用、小事不用大牲、而況敢用人乎、祭祀以為人也、民神之主也、用人、其誰饗之、齊桓公存三亡国、以属諸侯、義士猶曰薄德、今一会而虐二国之君、又用諸淫昏之鬼、将以求霸、不亦難乎、得死為幸	予言	
僖十九b	於是衛大旱、卜有事於山川、不吉、甯莊子曰、昔周饑、克殷而年豐、今邢方無道、諸侯無伯、天其或者欲使衛討邢乎、従之、師興而雨	予言	(八)
僖十九c	子魚言於宋公曰、文王聞崇德乱而伐之、軍三旬而不降、退脩教而復伐之、因壘而降、詩曰、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦、今君德無乃猶有所闕、而以伐人、若之何、盍姑内省德乎、無闕而後動	進言	詩・(一)
僖二十a	君子曰、隨之見伐、不量力也、量力而動、其過鮮矣、善敗由己、而由人乎哉、詩曰、豈不夙夜、謂行多露	君子	詩・(一)
僖二十b	宋襄公欲合諸侯、臧文仲聞之曰、以欲従人則可、以人従欲鮮済	無関係人	(一)
僖二十一a	公子目夷曰、小国争盟、禍也、宋其亡乎、幸而後敗	予言	(七)
僖二十一b	公欲焚巫尪、臧文仲曰、非旱備也、脩城郭、貶食省用、務穡勧分、此其務也、巫尪何為、天欲殺之、則如勿生、若能為旱、焚之滋甚、公従之、是歳也、饑而不害	進言	(五)
僖二十一c	子魚曰、禍其在此乎、君欲已甚、其何以堪之……子魚曰、禍猶未也、未足以懲君	予言	
僖二十二a	子魚曰、所謂禍在此矣	予言	
僖二十二b	初、平王之東遷也、辛有適伊川、見被髪而祭於野者、曰、不及百年、此其戎乎、其礼先亡矣	予言	(八)
僖二十二c	富辰言於王曰、請召大叔、詩曰、協比其鄰、婚姻孔云、吾兄弟之不協、焉能怨諸侯之不睦、王説	進言	詩・(一)
僖二十二d	邾人以須句故出師、公卑邾、不設備而禦之、臧文仲曰、国無小、不可易也、無備、雖衆不可恃也、詩曰、戦戦兢兢、如臨深淵、如履薄冰、又曰、敬之敬之、天惟顕思、命不易哉、先王之明德、猶無不難也、無不懼也、況我小国乎、君其無謂邾小、蠭蠆有毒、而況国乎、弗聴	諫言	詩・(五)・(七)
僖二十二e	大司馬固諫曰、天之棄商久矣、君将興之、弗可赦也已、弗聴	諫言	
僖二十二f	子魚曰、君未知戦、勍敵之人、隘而不成列、天賛我也、阻而鼓之、不亦可乎、猶有懼焉、且今之勍者、皆吾敵也、雖及胡耇、獲則取之、何有於二毛、明恥教戦、求殺敵也、傷未及死、如何勿重、若愛重傷、則如勿傷、愛其二毛、則如服焉、三軍以利用也、金鼓以声気也、利而用之、阻隘可也、声盛致志、鼓儳可也	評言	
僖二十二g	君子曰、非礼也、婦人送迎不出門、見兄弟不踰閾、戎事不邇女器	君子	
僖二十二h	叔詹曰、楚王其不没乎、為礼卒於無別、無別不可謂礼、将何以没、諸侯是以知其不遂霸也	予言	
僖二十三	卜偃称疾不出曰、周書有之、乃大明服、已則不明、而殺人以逞、不亦難乎、民不見德、而唯戮是聞、其何後之有	予言	書・(一)
僖二十四	君子曰、服之不衷、身之災也、詩曰、彼己之子、不称其服、子臧之服、不称也夫、詩曰、自詒伊慼、其子臧之謂矣、夏書曰、地平天成、称也	君子	詩・書
僖二十八a	君子謂是盟也信、謂晋於是役也、能以德攻	君子	
僖二十八b	栄季曰、死而利国、猶或為之、況瓊玉乎、是糞土也、而可以済師、将何愛焉、弗聴、出告二子曰、非神敗令尹、令尹其不勤民、実自敗也	予言	
僖二十八c	君子謂文公其能刑矣、三罪而民服、詩云、恵此中国、以綏四方、不失賞刑之謂也	君子	詩

僖二十八d	仲尼曰、以臣召君、不可以訓、故書曰、天王狩于河陽、言非其地也、且明德也	孔子	
僖三十三a	王孫満尚幼、観之、言於王曰、秦師軽而無礼、必敗、軽則寡謀、無礼則脱、入険而脱、又不能謀、能無敗乎	予言	
僖三十三b	自郊労至于贈賄、礼成而加之以敏、臧文仲言於公曰、国子為政、斉猶有礼、君其朝焉、臣聞之、服於有礼、社稷之衛也	進言	
文元a	公孫敖聞其能相人也、見其二子焉、叔服曰、穀也食子、難也收子、穀也豊下、必有後於魯国	予言	
文元b	君子以為古、古者越国而謀	君子	
文二a	君子謂狼瞫於是乎君子、詩曰、君子如怒、乱庶遄沮、又曰、王赫斯怒、爰整其旅、怒不作乱、而以従師、可謂君子矣	君子	詩
文二b	君子以為失礼、礼無不順、祀、国之大事也、而逆之、可謂礼乎、子雖斉聖、不先父食久矣、故禹不先鯀、湯不先契、文武不先不窋、宋祖帝乙、鄭祖厲王、猶上祖也、是以魯頌曰、春秋匪解、享祀不忒、皇皇后帝、皇祖后稷、君子曰礼、謂其后稷親而先帝也、詩曰、問我諸姑、遂及伯姊、君子曰礼、謂其姊親而先姑也	君子	詩
文三	遂覇西戎、用孟明也、君子是以知秦穆公之為君也、挙人之周也、與人之壹也、孟明之臣也、其不解也、能懼思也、子桑之忠也、其知入也、能挙善也、詩曰、于以采蘩、于沼于沚、于以用之、公侯之事、秦穆有焉、夙夜匪解、以事一人、孟明有焉、詒厥孫謀、以燕翼子、子桑有焉	君子	詩・(九)
文四a	君子是以知出姜之不允於魯也、曰、貴聘而賤逆之、君而卑之、立而廃之、棄信而壊其主、在国必乱、在家必亡、不允宜哉、詩曰、畏天之威、于時保之、敬主之謂也	君子	詩
文四b	君子曰、詩云、惟彼二国、其政不獲、惟此四国、爰究爰度、其秦穆之謂矣	君子	詩
文五a	臧文仲聞六與蓼滅、曰、皐陶庭堅不祀忽諸、徳之不建、民之無援、哀哉	無関係人	
文五b	反過甯、甯嬴従之、及温而還、其妻問之、嬴曰、以剛、商書曰、沈漸剛克、高明柔克、夫子壹之、其不没乎、天為剛徳、猶不干時、況在人乎、且華而不実、怨之所聚也、犯而聚怨、不可以定身、余懼不獲其利而離其難、是以去之	不敬	書・(四)
文六a	君子曰、秦穆之不為盟主也宜哉、死而棄民、先王違世、猶詒之法、而況奪之善人乎、詩曰、人之云亡、邦国殄瘁、無善人之謂、若之何奪之、古之王者知命之不長、是以並建聖哲、樹之風声、分之采物、著之話言、為之律度、陳之藝極、引之表儀、予之法制、告之訓典、教之防利、委之常秩、道之以礼則、使毋失其土宜、衆隷頼之、而後即命、聖王同之、今縦無法以遺後嗣、而又收其良以死、難以在上矣、君子是以知秦之不復東征也	君子	詩・(九)
文六b	使求遭喪之礼以行、其人曰、将焉用之、文子曰、備豫不虞、古之善教也、求而無之、実難、過求何害	予言	(五)
文七	晋郤缺言於趙宣子曰、日衛不睦、故取其地、今已睦矣、可以帰之、叛而不討、何以示威、服而不柔、何以示懐、非威非懐、何以示徳、無徳何以主盟、子為正卿、以主諸侯、而不務徳、将若之何、夏書曰、戒之用休、董之用威、勧之以九歌、勿使壊、九功之徳、皆可歌也、謂之九歌、六府三事、謂之九功、水火金木土穀、謂之六府、正徳利用厚生、謂之三事、義而行之、謂之徳礼、無礼不楽、所由叛也、若吾子之徳、莫可歌也、其誰来之、盍使睦者歌吾子乎、宣子説之	進言	書
文九a	范山言於楚子曰、晋君少、不在諸侯、北方可図也	進言	
文九b	執幣傲、叔仲惠伯曰、是必滅若敖氏之宗、傲其先君、神弗福也	不敬	
文十三	君子曰、知命	君子	
文十四	周内史叔服曰、不出七年、宋斉晋之君皆将死乱	予言	

文十五	季文子曰、斉侯其不免乎、己則無礼、而討於有礼者曰、女何故行礼、礼以順天、天之道也、己則反天、而又以討人、難以免矣、詩曰、胡不相畏、不畏于天、君子之不虐幼賤、畏于天也、在周頌曰、畏天之威、于時保之、不畏于天、将何能保、以乱取国、奉礼以守、猶懼不終、多行無礼、弗能在矣	予言	詩・(一)
文十七	復曰、臣聞斉人将食魯之麦、以臣観之、将不能、斉君之語偸、臧文仲有言曰、民主偸必死	不敬	臧文仲
宣二a	君子曰、失礼違命、宜其為禽也、戎昭果毅以聽之、之謂礼、殺敵為果、致果為毅、易之戮也	君子	
宣二b	君子謂羊斟非人也、以其私憾、敗国殆民、於是刑孰大焉、詩所謂人之無良者、其羊斟之謂乎、残民以逞	君子	詩・(一)
宣二c	楚闘椒救鄭曰、能欲諸侯而悪其難乎、遂次于鄭、以待晋師、趙盾曰、彼宗競于楚、殆将斃矣、姑益其疾、乃去之	予言	(四)
宣二d	孔子曰、董狐、古之良史也、書法不隠、趙宣子、古之良大夫也、為法受悪、惜也、越竟乃免	孔子	
宣三	楚子問鼎之大小軽重焉、対曰、在徳、不在鼎、昔夏之方有徳也、遠方図物、貢金九牧、鋳鼎象物、百物而為之備、使民知神姦、故民入川沢山林、不逢不若、螭魅罔両、莫能逢之、用能協于上下以承天休、桀有昏徳、鼎遷于商、載祀六百、商紂暴虐、鼎遷于周、徳之休明、雖小重也、其姦回昏乱、雖大軽也、天祚明徳、有所底止、成王定鼎于郟鄏、卜世三十、卜年七百、天所命也、周徳雖衰、天命未改、鼎之軽重、未可問也	対話	
宣四	君子曰、仁而不武、無能達也	君子	
宣六	晋侯欲伐之、中行桓子曰、使疾其民、以盈其貫、将可殪也、周書曰、殪戎殷、此類之謂也	進言	書・(三)・(四)
宣九a	孔子曰、詩云、民之多辟、無自立辟、其洩冶之謂乎	孔子	詩
宣九b	国人皆喜、唯子良憂曰、是国之災也、吾死無日矣	予言	(三)
宣十一a	子良曰、晋楚不務徳而兵争、與其来者可也、晋楚無信、我焉得有信、乃従楚	進言	
宣十一b	是行也、諸大夫欲召狄、郤成子曰、吾聞之、非徳莫如勤、非勤何以求人、能勤有継、其従之也、詩曰、文王既勤止、文王猶勤、況寡徳乎	進言	詩・(一)・(三)・(八)
宣十二	君子曰、史佚所謂毋怙乱者、謂是類也、詩曰、乱離瘼矣、爰其適帰、帰於怙乱者也夫	君子	詩
宣十三a	君子曰、清丘之盟、唯宋可以免焉	君子	
宣十三b	君子曰、悪之来也、己則取之、其先縠之謂乎	君子	(一)・(八)
宣十四a	見晏桓子、與之言魯楽、桓子告高宣子曰、子家其亡乎、懐於魯矣、懐必貪、貪必謀人、謀人、人亦謀己、一国謀之、何以不亡	不敬	
宣十四b	孟献子言於公曰、臣聞小国之免於大国也、聘而献物、於是有庭実旅百、朝而献功、於是有容貌采章嘉淑、而有加貨、謀其不免也、誅而薦賄、則無及也、今楚在宋、君其図之、公説	進言	(七)
宣十五a	羊舌職説是賞也、曰、周書所謂庸庸祗祗者、謂此物也夫、士伯庸中行伯、君信之、亦庸士伯、此之謂明徳矣、文王所以造周、不是過也、故詩曰、陳錫載周、能施也、率是道也、其何不済	評言	書・詩・(九)
宣十五b	不敬、劉康公曰、不及十年、原叔必有大咎、天奪之魄矣	不敬	
宣十六	於是晋国之盗、逃奔于秦、羊舌職曰、吾聞之、禹称善人、不善人遠、此之謂也夫、詩曰、戦戦兢兢、如臨深淵、如履薄冰、善人在上也、善人在上、則国無幸民、諺曰、民之多幸、国之不幸也、是無善人之謂也	評言	詩・諺・(九)

成元a	劉康公徼戎、将遂伐之、叔服曰、背盟而欺大国、此必敗、背盟不祥、欺大国不義、神人弗助、将何以勝、不聴	予言	（三）
成元b	冬、臧宣叔令脩賦繕完、具守備、曰、斉楚結好、我新與晋盟、晋楚争盟、斉師必至、雖晋人伐斉、楚必救之、是斉楚同我也、知難而有備、乃可以逞	予言	（五）
成二a	仲尼聞之曰、惜也、不如多與之邑、唯器與名、不可以假人、君之所司也、名以出信、信以守器、器以藏礼、礼以行義、義以生利、利以平民、政之大節也、若以假人、與人政也、政亡、則国家従之、弗可止也已	孔子	
成二b	君子謂華元楽挙於是乎不臣、臣、治煩去惑者也、是以伏死而争、今二子者、君生則縦其惑、死又益其侈、是棄君於悪也、何臣之為	君子	
成二c	君子曰、位其不可不慎也乎、蔡許之君、一失其位、不得列於諸侯、況其下乎、詩曰、不解于位、民之攸塈、其是之謂矣	君子	詩
成二d	是行也、晋辟楚、畏其衆也、君子曰、衆之不可已也、大夫為政、猶以衆克、況明君而善用其衆乎、大誓所謂商兆民離、周十人同者、衆也	君子	書
成四a	晋侯見公不敬、季文子曰、晋侯必不免、詩曰、敬之敬之、天惟顕思、命不易哉、夫晋侯之命、在諸侯矣、可不敬乎	不敬	詩
成四b	欲求成于楚而叛晋、季文子曰、不可、晋雖無道、未可叛也、国大臣睦、而邇於我、諸侯聴焉、未可以貳、史佚之志有之曰、非我族類、其心必異、楚雖大非吾族也、其肯字我乎、公乃止	諫言	史佚之志
成六	授玉于東楹之東、士貞伯曰、鄭伯其死乎、自棄也已、視流而行速、不安其位、宜不能久	不敬	
成七	季文子曰、中国不振旅、蛮夷入伐、而莫之或恤、無弔者也夫、詩曰、不弔昊天、乱靡有定、其此之謂乎、有上不弔、其誰不受乱、吾亡無日矣、君子曰、知懼如是、斯不亡矣	無関係人、君子	（八）
成八a	季文子餞之、私焉、曰、大国制義、以為盟主、是以諸侯懐徳畏討、無有貳心、謂汶陽之田、敝邑之旧也、而用師於斉、使帰諸敝邑、今有二命、曰、帰諸斉、信以行義、義以成命、小国所望而懐也、信不可知、義無所立、四方諸侯、其誰不解體、詩曰、女也不爽、士貳其行、士也罔極、二三其徳、七年之中、一與一奪、二三孰甚焉、士之二三、猶喪妃耦、而況覇主、覇主将徳是以而二三之、其何以長有諸侯乎、詩曰、猶之未遠、是用大簡、行父懼晋之不遠猶、而失諸侯也、是以敢私言之	予言	詩
成八b	従知范韓也、君子曰、従善如流、宜哉、詩曰、愷悌君子、遐不作人、求善也夫、作人斯有功績矣	君子	詩・（九）
成九a	季文子謂范文子曰、徳則不競、尋盟何為、范文子曰、勤以撫之、寛以待之、堅疆以御之、明神以要之、柔服而伐貳、徳之次也	対話	
成九b	君子曰、恃陋而不備、罪之大者也、備豫不虞、善之大者也、莒恃其陋、而不脩城郭、浹辰之間、而楚克其三都、無備也夫、詩曰、雖有絲麻、無棄菅蒯、雖有姫姜、無棄蕉萃、凡百君子、莫不代匱、言備之不可以已也	君子	詩・（五）
成十	君子曰、忠為令徳、非其人猶不可、況不令乎	君子	
成十一	范文子曰、是盟也、何益、斉盟、所以質信也、会所信之始也、始之不従、其何質乎	予言	
成十二	帰以語范文子、文子曰、無礼必食言、吾死無日矣夫	予言	
成十三a	将事不敬、孟献子曰、郤氏其亡乎、礼、身之幹也、敬、身之基也、郤子無基、且先君之嗣卿也、受命以求師、将社稷是衛而惰、棄君命也、不亡何為	不敬	

成十三b	成子受脤于社、不敬、劉子曰、吾聞之、民受天地之中以生、所謂命也、是以有動作礼義威儀之則、以定命也、能者養之以福、不能者敗以取禍、是故君子勤礼、小人尽力、勤礼莫如致敬、尽力莫如敦篤、敬在養神、篤在守業、国之大事、在祀與戎、祀有執膰、戎有受脤、神之大節也、今成子惰、棄命矣、其不反乎	不敬	
成十四a	衛侯饗苦成叔、甯惠子相、苦成叔傲、甯子曰、苦成叔家其亡乎、古之為享食也、以観威儀、省禍福也、故詩曰、兕觥其觩、旨酒思柔、彼交匪傲、万福来求、今夫子傲、取禍之道也	不敬	詩
成十四b	故君子曰、春秋之称、微而顕、志而晦、婉而成章、尽而不汙、懲悪而勧善、非聖人誰能脩之	君子	
成十五a	楚将北師、子囊曰、新與晋盟而背之、無乃不可乎、子反曰、敵利則進、何盟之有、申叔時老矣、在申、聞之曰、子反必不免、信以守礼、礼以庇身、信礼之亡、欲免得乎	予言	(三)
成十五b	欒武子欲報楚、韓献子曰、無庸、使重其罪、民将叛之、無民孰戦	予言	(三)・(四)
成十五c	韓献子曰、郤氏其不免乎、善人、天地之紀也、而驟絶之、不亡何待	予言	(九)
成十六a	過申、子反入見申叔時曰、師其何如、対曰、德刑詳義礼信、戦之器也、德以施恵、刑以正邪、詳以事神、義以建利、礼以順時、信以守物、民生厚而德正、用利而事節、時順而物成、上下和睦、周旋不逆、求無不具、各知其極、故詩曰、立我烝民、莫匪爾極、是以神降之福、時無災害、民生敦厖、和同以聴、莫不尽力、以従上命、致死以補其闕、此戦之所由克也、今楚内棄其民、而外絶其好、瀆斉盟、而食話言、奸時以動、而疲民以逞、民不知信、進退罪也、人恤所底、其誰致死、子其勉之、吾不復見子矣	対話	詩
成十六b	范文子立於戎馬之前、曰、君幼弱、諸臣不佞、何以及此、君其戒之、周書曰、惟命不于常、有德之謂	評言	書・(三)
成十六c	與単襄公語、驟称其伐、単子語諸大夫曰、温季其亡乎、位於七人之下、而求掩其上、怨之所聚、乱之本也、多怨而階乱、何以在位、夏書曰、怨豈在明、不見是図、将慎其細也、今而明之、其可乎	不敬	書・(四)
成十七	仲尼曰、鮑荘子之知不如葵、葵猶能衛其足	孔子	
成十八	君子謂晋於是乎有礼	君子	
襄二a	君子是以知斉霊公之為霊也	君子	(八)
襄二b	君子曰、非礼也、礼無所逆、婦養姑者也、虧姑以成婦、逆莫大焉、詩曰、其惟哲人、告之話言、順德之行、季孫於是為不哲矣、且姜氏、君之妣也、詩曰、為酒為醴、烝畀祖妣、以洽百礼、降福孔偕	君子	詩
襄三a	君子謂子重於是役也所獲不如所亡	君子	
襄三b	君子謂祁奚於是能挙善矣、称其讎不為諂、立其子不為比、挙其偏不為黨、商書曰、無偏無黨、王道蕩蕩、其祁奚之謂矣、解狐得挙、祁午得位、伯華得官、建一官而三物成、能挙善也夫、唯善故能挙其類、詩云、惟其有之、是以似之、祁奚有焉	君子	書・詩・(九)・(十)
襄四a	韓献子患之言於朝曰、文王帥殷之叛国以事紂、唯知時也、今我易之、難哉	進言	(三)
襄四b	楚人将伐陳、聞喪乃止、陳人不聴命、臧武仲聞之曰、陳不服於楚必亡、大国行礼焉而不服、在大猶有咎、而況小乎	無関係人	(七)
襄四c	君子曰、志所謂多行無礼、必自及也、其是之謂乎	君子	志
襄五a	君子謂楚共王於是不刑、詩曰、周道挺挺、我心扃扃、講事不令、集人来定、己則無信、而殺人以逞、不亦難乎、夏書曰、成允成功	君子	詩・書・(一)

襄五b	范宣子曰、我喪陳矣、楚人討貳、而立子囊、必改行、而疾討陳、陳近於楚、民朝夕急、能無往乎、有陳非吾事也、無之而後可	予言		
襄五c	君子是以知季文子之忠於公室也、相三君矣、而無私積、可不謂忠乎	君子		
襄七a	孟献子曰、吾乃今而後知有卜筮、夫郊祀后稷、以祈農事也、是故啓蟄而郊、郊而後耕、今既耕而後卜郊、宜其不従也	評言		
襄七b	公登亦登、叔孫穆子相、趨進曰、諸侯之会、寡君未嘗後衛君、今吾子不後寡君、寡君未知所過、吾子其少安、孫子無辞、亦無悛容、穆叔曰、孫子必亡、為臣而君、過而不悛、亡之本也、詩曰、退食自公、委蛇委蛇、謂従者也、衡而委蛇必折	不敬	詩	
襄八a	鄭人皆喜、唯子産不順曰、小国無文德而有武功、禍莫大焉、楚人来討、能勿従乎、従之晋師必至、晋楚伐鄭、自今鄭国、不四五年弗得寧矣、子国怒之曰、爾何知、国有大命、而有正卿、童子言焉、将為戮矣	対話	（三）・（七）	
襄八b	君子以為知礼	君子		
襄九	晋侯問於士弱曰、吾聞之、宋災、於是乎知有天道何故、対曰、古之火正、或食於心、或食於咮、以出内火、是故咮為鶉火、心為大火、陶唐氏之火正閼伯、居商丘、祀大火、而火紀時焉、相土因之、故商主大火、商人閲其禍敗之釁、必始於火、是以日知其有天道也、公曰、可必乎、対曰、在道、国乱無象、不可知也	無関係人＋対話		
襄十a	不敬、士莊子曰、高子相大子以会諸侯、将社稷是衛、而皆不敬、棄社稷也、其将不免乎	不敬		
襄十b	孟献子曰、鄭其有災乎、師競已甚、周猶不堪競、況鄭乎、有災、其執政之三士乎	予言		
襄十三a	君子曰、讓、礼之主也、范宣子讓、其下皆讓、欒黶為汰、弗敢違也、晋国以平、数世頼之、刑善也夫、一人刑善、百姓休和、可不務乎、書曰、一人有慶、兆民頼之、其寧惟永、其是之謂乎、周之興也、其詩曰、儀刑文王、万邦作孚、言刑善也、及其衰也、其詩曰、大夫不均、我従事独賢、言不讓也、世之治也、君子尚能而讓其下、小人農力以事其上、是以上下有礼、而讒慝黜遠、由不争也、謂之懿德、及其乱也、君子称其功以加小人、小人伐其技以馮君子、是以上下無礼、乱虐並生、由争善也、謂之昏德、国家之敝、恆必由之	君子	書・詩	
襄十三b	君子以呉為不弔、詩曰、不弔昊天、乱靡有定	君子	詩	
襄十四a	秦伯問於士鞅曰、晋大夫其誰先亡、対曰、其欒氏乎、秦伯曰、以其汰乎、対曰、然、欒黶汰虐已甚、猶可以免、其在盈乎、秦伯曰、何故、対曰、武子之德在民、如周人之思召公焉、愛其甘棠、況其子乎、欒黶死、盈之善未能及人、武子所施没矣、而黶之怨実章、将於是乎在、秦伯以為知言、為之請於晋而復之	対話		
襄十四b	厚孫帰復命、語臧武仲曰、衛君其必帰乎、有大叔儀以守、有母弟鱄以出、或撫其内、或営其外、能無帰乎	予言	（六）	
襄十四c	衛侯在郲、臧紇如斉唁衛侯、與之言虐、退而告其人曰、衛侯其不得入矣、其言糞土也、亡而不変、何以復国、子展子鮮聞之、見臧紇與之言、道、臧孫説、謂其人曰、衛君必入、夫二子者、或輓之、或推之、欲無入得乎	不敬	（三）	

襄十四d	師曠侍於晋侯、晋侯曰、衛人出其君、不亦甚乎、対曰、或者其君実甚、良君将賞善而刑淫、養民如子、蓋之如天、容之如地、民奉其君、愛之如父母、仰之如日月、敬之如神明、畏之如雷霆、其可出乎、夫君、神之主也、而民之望也、若困民之主、匱神乏祀、百姓絶望、社稷無主、将安用之、弗去何為、天生民而立之君、使司牧之、勿使失性、有君而為之貳、使師保之、勿使過度、是故天子有公、諸侯有卿、卿置側室、大夫有貳宗、士有朋友、庶人工商皂隷牧圉、皆有親暱、以相輔佐也、善則賞之、過則匡之、患則救之、失則革之、自王以下、各有父兄子弟、以補察其政、史為書、瞽為詩、工誦箴諫、大夫規誨、士伝言、庶人謗、商旅于市、百工献藝、故夏書曰、遒人以木鐸徇于路、官師相規、工執藝事以諫、正月孟春、於是乎有之、諫失常也、天之愛民甚矣、豈其使一人肆於民上、以従其淫、而棄天地之性、必不然矣	無関係人＋対話	書
襄十四e	君子謂子囊忠、君薨不忘増其名、将死不忘衛社稷、可不謂忠乎、忠、民之望也、詩曰、行帰于周、万民所望、忠也	君子	詩
襄十五	君子謂楚於是乎能官人、官人、国之急也、能官人則民無覦心、詩云、嗟我懐人、寘彼周行、能官人也、王及公侯伯子男甸采衛大夫、各居其列、所謂周行也	君子	詩・（九）
襄十八	晋人聞有楚師、師曠曰、不害、吾驟歌北風、又歌南風、南風不競、多死声、楚必無功、董叔曰、天道多在西北、南師不時、必無功、叔向曰、在其君之徳也	対話	
襄十九a	臧武仲謂季孫曰、非礼也、夫銘、天子令徳、諸侯言時計功、大夫称伐、今称伐則下等也、計功、則借人也、言時、則妨民多矣、何以為銘、且夫大伐小、取其所得以作彝器、銘其功烈、以示子孫、昭明徳而懲無礼也、今将借人之力、以救其死、若之何銘之、小国幸於大国、而昭所獲焉以怒之、亡之道也	評言	（七）
襄十九b	穆叔帰曰、斉猶未也、不可以不懼	予言	（五）
襄十九c	衛石共子卒、悼子不哀、孔成子曰、是謂蹙其本、必不有其宗	不敬	（二）
襄二十一a	人謂叔向曰、子離於罪、其為不知乎、叔向曰、與其死亡若何、詩曰、優哉游哉、聊以卒歳、知也	対話	詩・（三）
襄二十一b	錮欒氏也、斉侯衛侯不敬、叔向曰、二君者必不免、会朝礼之経也、礼、政之輿也、政、身之守也、怠礼失政、失政不立、是以乱也	不敬	
襄二十二a	晏平仲言於斉侯曰、商任之会、受命於晋、今納欒氏、将安用之、小所以事大、信也、失信不立、君其図之、弗聴、退告陳文子曰、君人執信、臣人執共、忠信篤敬、上下同之、天之道也、君自棄也、弗能久矣	予言	（七）
襄二十二b	君子曰、善戒、詩曰、慎爾侯度、用戒不虞、鄭子張其有焉	君子	詩・（五）
襄二十二c	晏子曰、禍将作矣、斉将伐晋、不可以不懼	予言	
襄二十三a	君子謂慶氏不義不可肆也、故書曰、惟命不于常	君子	書
襄二十三b	自衛将遂伐晋、晏平仲曰、君恃勇力以伐盟主、若不済、国之福也、不徳而有功、憂必及君、崔杼諫曰、不可、臣聞之、小国間大国之敗而毀焉、必受其咎、君其図之、弗聴、陳文子見崔武子曰、将如君何、武子曰、吾言於君、君弗聴也、以為盟主、而利其難、群臣若急、君於何有、子姑止之、文子退告其人曰、崔子将死乎、謂君甚而又過之、不得其死、過君以義猶自抑也、況以悪乎	予言、諫言	（七）
襄二十三c	仲尼曰、知之難也、有臧武仲之知、而不容於魯国、抑有由也、作不順而施不恕也、夏書曰、念茲在茲、順事恕施也	孔子	書

襄二十四a	范宣子逆之問焉曰、古人有言曰、死而不朽、何謂也、穆叔未対、宣子曰、昔匄之祖、自虞以上為陶唐氏、在夏為御龍氏、在商為豕韋氏、在周為唐杜氏、晋主夏盟為范氏、其是之謂乎、穆叔曰、以豹所聞、此之謂世禄、非不朽也、魯有先大夫曰臧文仲、既没、其言立、其是之謂乎、豹聞之、大上有立徳、其次有立功、其次有立言、雖久不廃、此之謂不朽、若夫保姓受氏、以守宗祊、世不絶祀、無国無之、禄之大者、不可謂不朽	対話	
襄二十四b	程鄭問焉曰、敢問降階何由、子羽不能対、帰以語然明、然明曰、是将死矣、不然将亡、貴而知懼、懼而思降、乃得其階、下人而已、又何問焉、且夫既登而求降階者、知人也、不在程鄭、其有亡釁乎、不然其有惑疾将死而憂也	不敬	
襄二十五a	公患之、使告于晋、孟公綽曰、崔子将有大志、不在病我、必速帰、何患焉、其来也不寇、使民不厳、異於他日、斉師徒帰	予言	
襄二十五b	趙文子為政、令薄諸侯之幣、而重其礼、穆叔見之、謂穆叔曰、自今以往、兵其少弭矣、斉崔慶新得政、将求善於諸侯、武也知楚令尹、若敬行其礼、道之以文辞、以靖諸侯、兵可以弭	対話	（六）
襄二十五c	仲尼曰、志有之、言以足志、文以足言、不言誰知其志、言之無文、行而不遠、晋為伯、鄭入陳、非文辞不為功、慎辞哉	孔子	（六）
襄二十五d	大叔文子聞之曰、烏呼、詩所謂我躬不説、皇恤我後者、甯子可謂不恤其後矣、将可乎哉、殆必不可、君子之行、思其終也、思其復也、書曰、慎始而敬終、終以不困、詩曰、夙夜匪解、以事一人、今甯子視君、不如弈棋、其何以免乎、弈者挙棋不定、不勝其耦、而況置君而弗定乎、必不免矣、九世之卿族、一挙而滅之、可哀也哉	予言	書・詩
襄二十六a	平公曰、晋其庶乎、吾臣之所争者大、師曠曰、公室懼卑、臣不心競而力争、不務徳而争善、私欲已侈、能無卑乎	予言	
襄二十六b	公孫揮曰、子産其将知政矣、讓不失礼	予言	
襄二十六c	叔向曰、鄭七穆、罕氏其後亡者也、子展俟而壹	予言	
襄二十六d	君子曰、善事大国	君子	（六）
襄二十六e	君子是以知平公之失政也	君子	
襄二十六f	王聞之曰、韓氏其昌阜於晋乎、辞不失旧	予言	（六）
襄二十七a	其車美、孟孫謂叔孫曰、慶季之車、不亦美乎、叔孫曰、豹聞之、服美不称、必以悪終、美車何為、叔孫與慶封食、不敬、為賦相鼠、亦不知也	不敬	
襄二十七b	仲尼使挙是礼也、以為多文辞	孔子	（六）
襄二十七c	大宰退告人曰、令尹将死矣、不及三年、求逞志而棄信、志将逞乎、志以発言、言以出信、信以立志、参以定之、信亡、何以及三	予言	
襄二十七d	子木問於趙孟曰、范武子之徳何如、対曰、夫子之家事治、言於晋国無隠情、其祝史陳信於鬼神無愧辞、子木帰以語王、王曰、尚矣哉、能歆神人、宜其光輔五君以為盟主也、子木又語王曰、宜晋之伯也、有叔向以佐其卿、楚無以当之、不可與争	対話	
襄二十七e	文子告叔向曰、伯有将為戮矣、詩以言志、志誣其上、而公怨之、以為賓栄、其能久乎、幸而後亡、叔向曰、然、已侈、所謂不及五稔者、夫子之謂矣、文子曰、其餘皆数世之主也、子展其後亡者也、在上不忘降、印氏其次也、楽而不荒、楽以安民、不淫以使之、後亡不亦可乎	対話	
襄二十七f	君子曰、彼已之子、邦之司直、楽喜之謂乎、何以恤我、我其收之、向戌之謂乎	君子	詩

襄二十七g	晋侯享之、将出、賦既醉、叔向曰、蘧氏之有後於楚国也宜哉、承君命不忘敏、子蕩将知政矣、敏以事君、必能養民、政其焉往	予言	
襄二十八a	斉侯将行、慶封曰、我不與盟、何為於晋、陳文子曰、先事後賄、礼也、小事大、未獲事焉、従子如志、礼也、雖不與盟、敢叛晋乎、重丘之盟、未可忘也、子其勧行	進言	(三)・(七)
襄二十八b	鄭伯享之、不敬、子産曰、蔡侯其不免乎、日其過此也、君使子展迋労於東門之外而傲、吾曰、猶将更之、今還受享而惰、乃其心也、君小国事大国、而惰傲以為己心、将得死乎、若不免必由其子、其為君也、淫而不父、僑聞之、如是者恆有子禍	不敬	(七)
襄二十八c	子大叔帰復命、告子展曰、楚子将死矣、不脩其政徳、而貪昧於諸侯、以逞其願、欲久得乎、周易有之、在復䷗之頤䷚曰、迷復凶、其楚子之謂乎、欲復其願、而棄其本、復帰無所、是謂迷復、能無凶乎、君其往也、送葬而帰、以快楚心、楚不幾十年、未能恤諸侯也、吾乃休吾民矣	予言	易・(一)・(二)
襄二十八d	献車於季武子、美沢可以鑑、展荘叔見之曰、車甚沢、人必瘁、宜其亡也	評言	
襄二十八e	子服恵伯謂叔孫曰、天殆富淫人、慶封又富矣、穆子曰、善人富謂之賞、淫人富謂之殃、天其殃之也、其将聚而殲旃	対話	(三)・(四)
襄二十八f	不敬、穆叔曰、伯有無戻於鄭、鄭必有大咎、敬、民之主也、而棄之、何以承守、鄭人不討、必受其辜、済沢之阿、行潦之蘋藻、寘諸宗室、季蘭尸之、敬也、敬可棄乎	不敬	
襄二十九a	鄭行人子羽曰、是謂不宜、必代之昌、松柏之下、其草不殖	予言	(九)
襄二十九b	叔向聞之曰、鄭之罕宋之楽、其後亡者也、二者其皆得国乎、民之帰也、施而不徳、楽氏加焉、其以宋升降乎	無関係人	
襄二十九c	子大叔見大叔文子、與之語、文子曰、甚乎其城杞也、子大叔曰、若之何哉、晋国不恤周宗之闕、而夏肄是屏、其棄諸姫、亦可知也已、諸姫是棄、其誰帰之、吉也聞之、棄同即異、是謂離徳、詩曰、協比其鄰、昏姻孔云、晋不鄰矣、其誰云之	対話	詩
襄二十九d	斉高子容與宋司徒見知伯、女斉相礼、賓出、司馬侯言於知伯曰、二子皆将不免、子容專、司徒侈、皆亡家之主也、知伯曰、何如、対曰、專則速及、侈将以其力斃、專則人実斃之、将及矣	不敬	
襄二十九e	見叔孫穆子、説之、謂穆子曰、子其不得死乎、好善而不能択人、吾聞君子務在択人、吾子為魯宗卿、而任其大政、不慎挙、何以堪之、禍必及子……故遂聘于斉、説晏平仲、謂之曰、子速納邑與政、無邑無政、乃免於難、斉国之政、将有所帰、未獲所帰、難未歇也、故晏子因陳桓子以納政與邑、是以免於欒高之難、聘於鄭、見子産、如旧相識、與之縞帶、子産献紵衣焉、謂子産曰、鄭之執政侈、難将至矣、政必及子、子為政、慎之以礼、不然、鄭国将敗、適衛、説蘧瑗史狗史鰌公子荊公叔発公子朝、曰、衛多君子、未有患也、自衛如晋、将宿於戚、聞鍾声焉、曰、異哉、吾聞之也、辯而不徳、必加於戮、夫子獲罪於君以在此、懼猶不足、而又何楽、夫子之在此也、猶燕之巣於幕上、君又在殯、而可以楽乎、遂去之、文子聞之、終身不聴琴瑟、適晋、説趙文子韓宣子魏献子、曰、晋国其萃於三族乎、説叔向、将行、謂叔向曰、吾子勉之、君侈而多良、大夫皆富、政将在家、吾子好直、必思自免於難	予言	(九)
襄二十九f	裨諶曰、是盟也、其與幾何、詩曰、君子屢盟、乱是用長、今是長乱之道也、禍未歇也、必三年而後能紓、然明曰、政将焉往、裨諶曰、善之代不善、天命也、其焉辟子産、挙不踰等、則位班也、択善而挙、則世隆也、天又除之、奪伯有魄、子西即世、将焉辟之、天禍鄭久矣、其必使子産息之、乃猶可以戻、不然、将亡矣	対話	詩・(九)
襄三十a	穆叔問王子之為政何如、対曰、吾儕小人、食而聴事、猶懼不給命、而不免於戻、焉與知政、固問焉、不告、穆叔告大夫曰、楚令尹将有大事、子蕩将與焉助之、匿其情矣	対話	

襄三十b	叔向問鄭国之政焉、対曰、吾得見與否、在此歳也、駟良方争、未知所成、若有所成、吾得見、乃可知也、叔向曰、不既和矣乎、対曰、伯有侈而愎、子晳好在人上、莫能相下也、雖其和也、猶相積悪也、悪至無日矣	対話	（四）
襄三十c	於是魯使者在晋、帰以語諸大夫、季武子曰、晋未可媮也、有趙孟以為大夫、有伯瑕以為佐、有史趙師曠而咨度焉、有叔向女斉以師保其君、其朝多君子、其庸可媮乎、勉事之而後可	無関係人	（九）
襄三十d	君子是以知鄭難之不已也	君子	（三）
襄三十e	君子謂宋共姫女而不婦、女待人者也、婦義事也	君子	
襄三十f	帰復命、告大夫曰、陳亡国也、不可與也、聚禾粟、繕城郭、恃此二者而不撫其民、其君弱植、公子侈、大子卑、大夫敖、政多門、以介於大国、能無亡乎、不過十年矣	予言	
襄三十g	申無宇曰、王子必不免、善人、国之主也、王子相楚国、将善是封殖而虐之、是禍国也、且司馬、令尹之偏而王之四體也、絶民之主、去身之偏、艾王之體、以禍其国、無不祥大焉、何以得免	予言	（九）
襄三十h	君子曰、信其不可不慎乎、澶淵之会、卿不書、不信也夫、諸侯之上卿、会而不信、寵名皆棄、不信之不可也如是、詩曰、文王陟降、在帝左右、信之謂也、又曰、淑慎爾止、無載爾偽、不信之謂也	君子	詩
襄三十一a	見孟孝伯語之曰、趙孟将死矣、其語偸、不似民主、且年未盈五十、而諄諄焉如八九十者、弗能久矣、若趙孟死、為政者其韓子乎、吾子盍與季孫言之、可以樹善、君子也、晋君将失政矣、若不樹焉使早備魯、既而政在大夫、韓子儒弱、大夫多貪、求欲無厭、斉楚未足與也、魯其懼哉、孝伯曰、人生幾何、誰能無偸、朝不及夕、将安用樹、穆叔出而告人曰、孟孫将死矣、吾語諸趙孟之偸也、而又甚焉、又與季孫語晋故、季孫不従、及趙文子卒、晋公室卑、政在侈家、韓宣子為政、不能図諸侯、魯不堪晋求、讒慝弘多、是以有平丘之会	不敬、解説	
襄三十一b	公作楚宮、穆叔曰、大誓云、民之所欲、天必従之、君欲楚也夫、故作其宮、若不復適楚、必死是宮也	予言	書
襄三十一c	君子是以知其不能終也	君子	
襄三十一d	惰而多涕、子服恵伯曰、滕君将死矣、怠於其位、而哀已甚、兆於死所矣、能無従乎	不敬	
襄三十一e	叔向曰、辞之不可以已也如是夫、子産有辞、諸侯頼之、若之何其釈辞也、詩曰、辞之輯矣、民之協矣、辞之繹矣、民之莫矣、其知之矣	評言	詩・（六）
襄三十一f	趙文子問焉曰、延州来季子、其果立乎、巣隕諸樊、閽戕戴呉、天似啓之、何如、対曰、不立、是二王之命也、非啓季子也、若天所啓其在今嗣君乎、甚德而度、德不失民、度不失事、民親而事有序、其天所啓也、有呉国者、必此君之子孫実終之、季子守節者也、雖有国不立	対話	
襄三十一g	事畢而出、言於衛侯曰、鄭有礼、其数世之福也、其無大国之討乎、詩云、誰能執熱、逝不以濯、礼之於政、如熱之有濯也、濯以救熱、何患之有	予言	詩

襄三十一h	衛侯在楚、北宮文子見令尹囲之威儀、言於衛侯曰、令尹似君矣、将有他志、雖獲其志、不能終也、詩云、靡不有初、鮮克有終、終之実難、令尹其将不免、公曰、子何以知之、対曰、詩云、敬慎威儀、惟民之則、令尹無威儀、民無則焉、民所不則、以在民上、不可以終、公曰、善哉、何謂威儀、対曰、有威而可畏、謂之威、有儀而可象、謂之儀、君有君之威儀、其臣畏而愛之、則而象之、故能有其国家、令聞長世、臣有臣之威儀、其下畏而愛之、故能守其官職、保族宜家、順是以下皆如是、是以上下能相固也、衛詩曰、威儀棣棣、不可選也、言君臣上下父子兄弟内外大小、皆有威儀也、周詩曰、朋友攸摂、摂以威儀、言朋友之道、必相教訓以威儀也、周書数文王之徳曰、大国畏其力、小国懐其徳、言畏而愛之也、詩云、不識不知、順帝之則、言則而象之也、紂囚文王七年、諸侯皆従之囚、紂於是乎懼而帰之、可謂愛之、文王伐崇、再駕而降為臣、蛮夷帥服、可謂畏之、文王之功、天下誦而歌舞之、可謂則之、文王之行、至今為法、可謂象之、有威儀也、故君子在位可畏、施舍可愛、進退可度、周旋可則、容止可観、作事可法、徳行可象、声気可楽、動作有文、言語有章、以臨其下、謂之有威儀也	不敬	詩・書
昭元a	退会、子羽謂子皮曰、叔孫絞而婉、宋左師簡而礼、楽王鮒字而敬、子輿子家持之、皆保世之主也、斉衛陳大夫、其不免乎、国子代人憂、子招楽憂、斉子雖憂弗害、夫弗及而憂、與可憂而楽、與憂而弗害、皆取憂之道也、憂必及之、大誓曰、民之所欲、天必従之、三大夫兆憂、憂能無至乎、言以知物、其是之謂矣	予言	書
昭元b	趙孟謂叔向曰、令尹自以為王矣、何如、対曰、王弱、令尹彊、其可哉、雖可不終、趙孟曰、何故、対曰、彊以克弱而安之、彊不義也、不義而彊、其斃必速、詩曰、赫赫宗周、褒姒滅之、彊不義也、令尹為王、必求諸侯、晋少懦矣、諸侯将往、若獲諸侯、其虐滋甚、民弗堪也、将何以終、夫以彊取、不義而克、必以為道、道以淫虐、弗可久已矣	対話	詩・(四)
昭元c	劉子帰以語王曰、諺所謂老将知而耄及之者、其趙孟之謂乎、為晋正卿、以主諸侯、而儕於隷人、朝不謀夕、棄神人矣、神怒民叛、何以能久、趙孟不復年矣、神怒不歆其祀、民叛不即其事、祀事不従、又何以年	予言	諺・(六)
昭元d	女叔斉以告公、且曰、秦公子必帰、臣聞君子能知其過、必有令図、令図、天所賛也	予言	
昭元e	后子見趙孟、趙孟曰、吾子其曷帰、対曰、鍼懼選於寡君、是以在此、将待嗣君、趙孟曰、秦君何如、対曰、無道、趙孟曰、亡乎、対曰、何為、一世無道、国未艾也、国於天地、有與立焉、不数世淫、弗能斃也、趙孟曰、夭乎、対曰、有焉、趙孟曰、其幾何、対曰、鍼聞之、国無道而年穀和熟、天賛之也、鮮不五稔、趙孟視蔭曰、朝夕不相及、誰能待五、后子出而告人曰、趙孟将死矣、主民、翫歳而愒日、其與幾何		
昭元f	君子曰、莒展之不立、棄人也夫、人可棄乎、詩曰、無競惟人、善矣	君子	詩・(九)
昭元g	叔向問鄭故焉、且問子晳、対曰、其與幾何、無礼而好陵人、怙富而卑其上、弗能久矣	対話	
昭元h	鄭人懼、子産曰、不害、令尹将行大事、而先除二子也、禍不及鄭、何患焉	予言	
昭元i	鄭游吉如楚葬郟敖、且聘立君、帰、謂子産曰、具行器矣、楚王汰侈、而自説其事、必合諸侯、吾往無日矣、子産曰、不数年未能也	対話	
昭二	叔向曰、子叔子知礼哉、吾聞之曰、忠信、礼之器也、卑讓、礼之宗也、辞不忘国、忠信也、先国後己、卑讓也、詩曰、敬慎威儀、以近有徳、夫子近徳矣	評言	詩・(一)・(六)

昭三a	梁丙與張趯見之、梁丙曰、甚矣哉、子之為此来也、子大叔曰、将得已乎、昔文襄之覇也、其務不煩諸侯、令諸侯三歳而聘、五歳而朝、有事而会、不協而盟、君薨大夫弔、卿共葬事、夫人士弔、大夫送葬、足以昭礼命事謀闕而已、無加命矣、今嬖寵之喪、不敢択位、而数於守適、唯懼獲戻、豈敢憚煩、少姜有寵而死、斉必継室、今茲吾又将来賀、不唯此行也、張趯曰、善哉、吾得聞此数也、然自今子其無事矣、譬如火焉、火中、寒暑乃退、此其極也、能無退乎、晋将失諸侯、諸侯求煩不獲、二大夫退、子大叔告人曰、張趯有知、其猶在君子之後乎	対話	(三)・(四)
昭三b	既成昏、晏子受礼、叔向従之晏、相與語、叔向曰、斉其何如、晏子曰、此季世也、吾弗知、斉其為陳氏矣、公棄其民、而帰於陳氏、斉旧四量、豆区釜鍾四升為豆、各自其四、以登於釜、釜十則鍾、陳氏三量皆登一焉、鍾乃大矣、以家量貸、而以公量收之、山木如市、弗加於山、魚塩蜃蛤、弗加於海、民参其力、二入於公、而衣食其一、公聚朽蠹、而三老凍餒、国之諸市、屨賤踊貴、民人痛疾、而或燠休之、其愛之如父母、而帰之如流水、欲無獲民、将焉辟之、箕伯直柄虞遂伯戲、其相胡公大姫、已在斉矣、叔向曰、然、雖吾公室、今亦季世也、戎馬不駕、卿無軍行、公乗無人、卒列無長、庶民罷敝、而宮室滋侈、道殣相望、而女富溢尤、民聞公命、如逃寇讎、欒郤胥原狐続慶伯降在皁隷、政在家門、民無所依、君日不悛、以楽慆憂、公室之卑、其何日之有、讒鼎之銘曰、昧旦丕顕、後世猶怠、況日不悛、其能久乎、晏子曰、子将若何、叔向曰、晋之公族尽矣、肸聞之、公室将卑、其宗族枝葉先落、則公室従之、肸之宗十一族、唯羊舌氏在而已、肸又無子、公室無度、幸而得死、豈其獲祀	対話	
昭三c	既已告於君、故與叔向語而称之、景公為是省於刑、君子曰、仁人之言、其利博哉、晏子一言而斉侯省刑、詩曰、君子如祉、乱庶遄已、其是之謂乎	君子	詩
昭三d	君子曰、礼其人之急也乎、伯石之汏也、一為礼於晋、猶荷其禄、況以礼終始乎、詩曰、人而無礼、胡不遄死、其是之謂乎	君子	詩・(三)
昭三e	司馬竈見晏子曰、又喪子雅矣、晏子曰、惜也、子旗不免、殆哉、姜族弱矣、而嬀将始昌、二惠競爽、猶可、又弱一個焉、姜其危哉	対話	
昭四a	楚子問於子産曰、晋其許我諸侯乎、対曰、許君、晋君少安、不在諸侯、其大夫多求、莫匡其君、在宋之盟、又曰如一、若不許君、将焉用之、王曰、諸侯其来乎、対曰、必来、従宋之盟、承君之歓、不畏大国、何故不来、不来者、其魯衛曹邾乎、曹畏宋、邾畏魯、魯衛偪於斉而親於晋、唯是不来、其餘君之所及也、誰敢不至、王曰、然則吾所求者、無不可乎、対曰、求逞於人不可、與人同欲、尽済	対話	(一)
昭四b	君子謂合左師善守先代、子産善相小国	君子	(七)
昭四c	子産見左師曰、吾不患楚矣、汏而愎諫、不過十年、左師曰、然、不十年侈、其悪不遠、遠悪而後棄、善亦如之、徳遠而後興	対話	(四)
昭四d	申無宇曰、楚禍之首、将在此矣、召諸侯而来、伐国而克、城竟莫校、王心不違、民其居乎、民之不処、其誰堪之、不堪王命、乃禍乱也	予言	(三)
昭四e	渾罕曰、国氏其先亡乎、君子作法於涼、其敝猶貪、作法於貪、敝将若之何、姫在列者、蔡及曹滕、其先亡乎、偪而無礼、鄭先衛亡、偪而無法、政不率法、而制於心、民各有心、何上之有	予言	
昭五a	仲尼曰、叔孫昭子之不労、不可能也、周任有言曰、為政者不賞私労、不罰私怨、詩云、有覚徳行、四国順之	孔子	周任・詩

昭五b	自郊労至于贈賄、無失礼、晋侯謂女叔斉曰、魯侯不亦善於礼乎、対曰、魯侯焉知礼、公曰、何為、自郊労至于贈賄、礼無違者、何故不知、対曰、是儀也、不可謂礼、礼所以守其国、行其政令、無失其民者也、今政令在家、不能取也、有子家羈、弗能用也、奸大国之盟、陵虐小国、利人之難、不知其私、公室四分、民食於他、思莫在公、不図其終、為国君、難将及身、不恤其所、礼之本末、将於此乎在、而屑屑焉習儀以亟、言善於礼、不亦遠乎、君子謂叔侯於是乎知礼	対話、君子	（二）・（七）・（九）
昭五c	大叔謂叔向曰、楚王汰侈已甚、子其戒之、叔向曰、汰侈已甚、身之災也、焉能及人、若奉吾幣帛、慎吾威儀、守之以信、行之以礼、敬始而思終、終無不復、従而不失儀、敬而不失威、道之以訓辞、奉之以旧法、考之以先王、度之以二国、雖汰侈若我何	対話	
昭五d	晏子驟見之、陳桓子問其故、対曰、能用善人、民之主也	評言	（九）
昭六a	鄭三卿皆知其将為王也	予言	
昭六b	晏子曰、不入、燕有君矣、民不貳、吾君貪賄、左右諂諛、作大事不以信、未嘗可也	予言	
昭七a	公将往、夢襄公祖、梓慎曰、君不果行、襄公之適楚也、夢周公祖而行、今襄公実祖、君其不行、子服惠伯曰、行、先君未嘗適楚、故周公祖以道之、襄公適楚矣、而祖以道君、不行何之	対話	
昭七b	晋侯問於士文伯曰、誰将当日食、対曰、魯衛悪之、衛大魯小、公曰、何故、対曰、去衛地、如魯地、於是有災、魯実受之、其大咎、其衛君乎、魯将上卿、公曰、詩所謂彼日而食、于何不臧者、何也、対曰、不善政之謂也、国無政、不用善、則自取謫于日月之災、故政不可不慎也、務三而已、一曰択人、二曰因民、三曰従時……晋侯謂伯瑕曰、吾所問日食従矣、可常乎、対曰、不可、六物不同、民心不壹、事序不類、官職不則、同始異終、胡可常也、詩曰、或燕燕居息、或憔悴事国、其異終也如是、公曰、何謂六物、対曰、歳時日月星辰是謂也、公曰、多語寡人辰而莫同、何謂辰、対曰、日月之会是謂辰、故以配日	対話	詩・（九）
昭八a	叔向曰、子野之言、君子哉、君子之言、信而有徴、故怨遠於其身、小人之言僭而無徴、故怨咎及之、詩曰、哀哉不能言、匪舌是出、唯躬是瘁、哿矣能言、巧言如流、俾躬処休、其是之謂乎、是宮也成、諸侯必叛、君必有咎、夫子知之矣	予言	詩
昭八b	史趙見子大叔曰、甚哉其相蒙也、可弔也而又賀之、子大叔曰、若何弔也、其非唯我賀、将天下実賀	対話	
昭八c	晋侯問於史趙曰、陳其遂亡乎、対曰、未也、公曰、何故、対曰、陳顓頊之族也、歳在鶉火、是以卒滅、陳将如之、今在析木之津、猶将復由、且陳氏得政于斉、而後陳卒亡、自幕至于瞽瞍、無違命、舜重之以明徴、寘徴于遂、遂世守之、及胡公不淫、故周賜之姓、使祀虞帝、臣聞盛徴必百世祀、虞之世数未也、継守将在斉、其兆既存矣	無関係人＋対話	
昭九a	鄭裨竈曰、五年、陳将復封、封五十二年而遂亡、子産問其故、対曰、陳、水属也、火、水妃也、而楚所相也、今火出而火陳、逐楚而建陳也、妃以五成、故曰五年、歳五及鶉火、而後陳卒亡、楚克有之、天之道也、故曰五十二年	対話	
昭九b	季平子欲其速成也、叔孫昭子曰、詩曰、経始勿亟、庶民子来、焉用速成、其以勦民也、無囿猶可、無民其可乎	評言	詩
昭十a	始用人於亳社、臧武仲在斉、聞之曰、周公其不饗魯祭乎、周公饗義、魯無義、詩曰、徳音孔昭、視民不佻、佻之謂甚矣、而壹用之、将誰福哉	評言	詩
昭十b	昭子至自晋、大夫皆見、高彊見而退、昭子語諸大夫曰、為人子不可不慎也哉、昔慶封亡、子尾多受邑而稍致諸君、君以為忠、而甚寵之、将死、疾于公宮、輦而帰、君親推之、其子不能任、是以在此、忠為令徳、其子弗能任、罪猶及之、難不慎也、喪夫人之力、棄徳曠宗、以及其身、不亦害乎、詩曰、不自我先、不自我後、其是之謂乎	評言	詩

昭十一a	景王問於萇弘曰、今茲諸侯、何実吉、何実凶、対曰、蔡凶、此蔡侯般弑其君之歳也、歳在豕韋、弗過此矣、楚将有之、然壅也、歳及大梁、蔡復楚凶、天之道也	対話		
昭十一b	韓宣子問於叔向曰、楚其克乎、対曰、克哉、蔡侯獲罪於其君、而不能其民、天将假手於楚以斃之、何故不克、然肸聞之、不信以幸、不可再也、楚王奉孫吳以討於陳曰、将定而国、陳人聴命、而遂縣之、今又誘蔡而殺其君、以囲其国、雖幸而克、必受其咎、弗能久矣、桀克有緡、以喪其国、紂克東夷、而隕其身、楚小位下、而亟暴於二王、能無咎乎、天之假助不善、非祥之也、厚其凶悪、而降之罰也、且譬之如天其有五材而将用之、力尽而敝之、是以無拯、不可没振	無関係人＋対話	（四）	
昭十一c	楚師在蔡、晋荀吳謂韓宣子曰、不能救陳、又不能救蔡、物以無親、晋之不能、亦可知也已、為盟主而不恤亡国、将焉用之	進言		
昭十一d	鄭子皮将行、子産曰、行不遠、不能救蔡也、蔡小而不順、楚大而不徳、天将棄蔡以壅楚、盈而罰之、蔡必亡矣、且喪君而能守者鮮矣、三年、王其有咎乎、美悪周必復、王悪周矣	予言	（四）	
昭十一e	視下言徐、叔向曰、単子其将死乎、朝有著定、会有表、衣有禣、帯有結、会朝之言、必聞于表著之位、所以昭事序也、視不過結禣之中、所以道容貌也、言以命之、容貌以明之、失則有闕、今単子為王官伯、而命事於会、視不登帯、言不過歩、貌不道容、而言不昭矣、不道不共、不昭不従、無守気矣	不敬		
昭十一f	公不感、晋士之送葬者帰以語史趙、史趙曰、必為魯郊、侍者曰、何故、曰、帰姓也、不思親祖不帰也、叔向曰、魯公室其卑乎、君有大喪、国不廃蒐、有三年之喪、而無一日之感、国不恤喪、不忌君也、君無感容、不顧親也、国不忌君、君不顧親、能無卑乎、殆其失国	不敬		
昭十一g	申無宇曰、不祥、五牲不相為用、況用諸侯乎、王必悔之	予言		
昭十一h	王問於申無宇曰、棄疾在蔡何如、対曰、択子莫如父、択臣莫如君、鄭荘公城櫟而寘子元焉、使昭公不立、斉桓公城穀而寘管仲焉、至于今賴之、臣聴五大不在辺、五細不在庭、親不在外、羈不在内、今棄疾在外、鄭丹在内、君其少戒、王曰、国有大城何如、対曰、鄭京櫟実殺曼伯、宋蕭亳実殺子游、斉渠丘実殺無知、衛蒲戚実出献公、若由是観之、則害於国、末大必折、尾大不掉、君所知也	対話	（二）・（九）	
昭十二a	君子謂子産於是乎知礼、礼無毀人以自成也	君子	（一）	
昭十二b	享之、為賦蓼蕭、弗知、又不荅賦、昭子曰、必亡、宴語之不懐、寵光之不宣、令徳之不知、同福之不受、将何以在	不敬		
昭十二c	仲尼曰、古也有志、克己復礼仁也、信善哉、楚霊王若能如是、豈其辱於乾谿	孔子		

昭十三a	子干帰、韓宣子問於叔向曰、子干其済乎、対曰、難、宣子曰、同悪相求、如市賈焉、何難、対曰、無與同好、誰與同悪、取国有五難、有寵而無人、一也、有人而無主、二也、有主而無謀、三也、有謀而無民、四也、有民而無徳、五也、子干在晋十三年矣、晋楚之従、不聞達者、可謂無人、族尽親叛、可謂無主、無釁而動、可謂無謀、為羇終世、可謂無民、亡無愛徵、可謂無徳、王虐而不忌、楚君子干、渉五難以弑旧君、誰能済之、有楚国者、其棄疾乎、君陳蔡、城外属焉、苛慝不作、盗賊伏隠、私欲不違、民無怨心、先神命之、国民信之、芈姓有乱、必季実立、楚之常也、獲神一也、有民二也、令徳三也、寵貴四也、居常五也、有五利以去五難、誰能害之、子干之官則右尹也、数其貴寵則庶子也、以神所命則又遠之、其貴亡矣、其寵棄矣、民無懐焉、国無與焉、将何以立、宣子曰、斉桓晋文、不亦是乎、対曰、斉桓衛姫之子也、有寵於僖、有鮑叔牙賓須無隰朋以為輔佐、有莒衛以為外主、有国高以為内主、従善如流、下善斉肅、不蔵賄、不従欲、施舍不倦、求善不厭、是以有国、不亦宜乎、我先君文公狐季姫之子也、有寵於献、好学而不貳、生十七年、有士五人、有先大夫子餘子犯以為腹心、有魏犨賈佗以為股肱、有斉宋秦楚以為外主、有欒郤狐先以為内主、亡十九年、守志彌篤、恵懐棄民、民従而與之、献無異親、民無異望、天方相晋、将何以代文、此二君者、異於子干、共有寵子、国有奥主、無施於民、無援於外、去晋而不送、帰楚而不逆、何以冀国		無関係人＋対話	
昭十三b	仲尼謂子産於是行也足以為国基矣、詩曰、楽只君子、邦家之基、子産、君子之求楽者也、且曰、合諸侯藝貢事、礼也	孔子	詩	
昭十三c	令尹子期請伐吳、王弗許、曰、吾未撫民人、未事鬼神、未脩守備、未定国家、而用民力、敗不可悔、州来在吳、猶在楚也、子始待之	対話	（三）・（五）	
昭十四	仲尼曰、叔向、古之遺直也、治国制刑、不隠於親、三数叔魚之悪、不為末減、曰、義也夫、可謂直矣、平丘之会、数其賄也、以寛衛国、晋不為暴、帰魯季孫、称其詐也、以寛魯国、晋不為虐、邢侯之獄、言其貪也、以正刑書、晋不為頗、三言而除三悪、加三利、殺親益栄、猶義也夫	孔子	（十）	
昭十五a	春、将禘于武公、戒百官、梓慎曰、禘之日、其有咎乎、吾見赤墨之祲、非祭祥也、喪氛也、其在涖事乎	予言		
昭十五b	籍談不能対、賓出、王曰、籍父其無後乎、数典而忘其祖、籍談帰以告叔向、叔向曰、王其不終乎、吾聞之、所楽必卒焉、今王楽憂、若卒以憂、不可謂終、王一歳而有三年之喪二焉、於是乎以喪賓宴、又求彝器、楽憂甚矣、且非礼也、彝器之来、嘉功之由、非由喪也、三年之喪、雖貴遂服、礼也、王雖弗遂、宴楽以早、亦非礼也、礼、王之大経也、一動而失二礼、無大経矣、言以考典、典以志経、忘経而多言、挙典将焉用之		予言	
昭十六a	叔孫昭子曰、諸侯之無伯、害哉、斉君之無道也、興師而伐遠方、会之有成、而還莫之亢也、無伯也夫、詩曰、宗周既滅、靡所止戻、正大夫離居、莫知我肄、其是之謂乎		無関係人	詩
昭十六b	子服昭伯語季平子曰、晋之公室、其将遂卑矣、君幼弱、六卿彊而奢傲、将因是以習、習実為常、能無卑乎、平子曰、爾幼、悪識国……子服回之言猶信、子服氏有子哉		対話	
昭十七a	公與之燕、季平子賦采叔、穆公賦菁菁者莪、昭子曰、不有以国、其能久乎		予言	
昭十七b	祝史請所用幣、昭子曰、日有食之、天子不挙、伐鼓於社、諸侯用幣於社、伐鼓於朝、礼也、平子禦之、曰、止也、唯正月朔、慝未作、日有食之、於是乎有伐鼓用幣、礼也、其餘則否、大史曰、在此月也、日過分而未至、三辰有災、於是乎百官降物、君不挙、辟移時、楽奏鼓、祝用幣、史用辞、故夏書曰、辰不集于房、瞽奏鼓、嗇夫馳、庶人走、此月朔之謂也、当夏四月、是謂孟夏、平子弗従、昭子退曰、夫子将有異志、不君君矣		予言	書

昭十七c	仲尼聞之、見於郯子而学之、既而告人曰、吾聞之、天子失官、官学在四夷、猶信	孔子	（八）	
昭十八a	萇弘曰、毛得必亡、是昆吾稔之日也、侈故之以、而毛得以済侈於王都、不亡何待	予言	（四）	
昭十八b	宋衛皆如是、陳不救火、許不弔災、君子是以知陳許之先亡也	君子		
昭十八c	往者見周原伯魯焉、與之語、不説学、帰以語閔子馬、閔子馬曰、周其乱乎、夫必多有是説、而後及其大人、大人患失而惑、又曰、可以無学、無学不害、不害而不学、則苟而可、於是乎下陵上替、能無乱乎、夫学、殖也、不学将落、原氏其亡乎	不敬		
昭十八d	楚左尹王子勝言於楚子曰、許於鄭、仇敵也、而居楚地、以不礼於鄭、晋鄭方睦、鄭若伐許、而晋助之、楚喪地矣、君盍遷許、許不専於楚、鄭方有令政、許曰、余旧国也、鄭曰、余俘邑也、葉在楚国、方城外之蔽也、土不可易、国不可小、許不可俘、讎不可啓、君其図之、楚子説	進言	（七）	
昭十九a	叔孫昭子曰、楚不在諸侯矣、其僅自完也、以持其世而已	無関係人		
昭十九b	君子曰、尽心力以事君、舎薬物可也	君子		
昭十九c	沈尹戌曰、楚人必敗、昔呉滅州来、子旗請伐之、王曰、吾未撫吾民、今亦如之、而城州来以挑呉、能無敗乎、侍者曰、王施舎不倦、息民五年、可謂撫之矣、戌曰、吾聞撫民者、節用於内、而樹徳於外、民楽其性、而無寇讎、今宮室無量、民人日駭、労罷死転、忘寝與食、非撫之也	対話		
昭十九d	令尹子瑕言蹶由於楚子曰、彼何罪、諺所謂室於怒、市於色者、楚之謂矣、舎前之忿、可也	進言	諺	
昭二十a	梓慎望氛曰、今茲宋有乱、国幾亡、三年而後弭、蔡有大喪、叔孫昭子曰、然則戴桓也、汰侈無礼已甚、乱所在也	対話		
昭二十b	琴張聞宗魯死、将往弔之、仲尼曰、斉豹之盗、而孟縶之賊、女何弔焉、君子不食姦、不受乱、不為利疚於回、不以回待人、不蓋不義、不犯非礼	孔子		
昭二十c	仲尼曰、善哉、政寛則民慢、慢則糾之以猛、猛則民残、残則施之以寛、寛以済猛、猛以済寛、政是以和、詩曰、民亦労止、汔可小康、恵此中国、以綏四方、施之以寛也、毋従詭隨、以謹無良、式遏寇虐、慘不畏明、糾之以猛也、柔遠能邇、以定我王、平之以和也、又曰、不競不絿、不剛不柔、布政優優、百禄是遒、和之至也、及子産卒、仲尼聞之、出涕曰、古之遺愛也	孔子	詩	
昭二十一a	泠州鳩曰、王其以心疾死乎、夫楽、天子之職也、夫音、楽之輿也、而鐘、音之器也、天子省風以作楽、器以鐘之、輿以行之、小者不窕、大者不槬、則和於物、物和則嘉成、故和声入於耳、而蔵於心、心億則楽、窕則不咸、槬則不容、心是以感、感実生疾、今鐘槬矣、王心弗堪、其能久乎	予言		
昭二十一b	蔡大子朱失位、位在卑、大夫送葬者、帰見昭子、昭子問蔡故、以告、昭子歎曰、蔡其亡乎、若不亡、是君也必不終、詩曰、不解于位、民之攸塈、今蔡侯始即位、而適卑、身将従之	不敬	詩	
昭二十一c	公問於梓慎曰、是何物也、禍福何為、対曰、二至二分、日有食之、不為災、日月之行也、分同道也、至相過也、其他月則為災、陽不克也、故常為水、於是叔輒哭日食、昭子曰、子叔将死、非所哭也	対話、予言		
昭二十二	叔鞅至自京師、言王室之乱也、閔馬父曰、子朝必不克、其所與者、天所廃也	無関係人		
昭二十三a	萇弘謂劉文公曰、君其勉之、先君之力可済也、周之亡也、其三川震、今西王之大臣亦震、天棄之矣、東王必大克	予言		

昭二十三b	沈尹戌曰、子常必亡郢、苟不能衛、城無益也、古者天子守在四夷、天子卑、守在諸侯、諸侯守在四鄰、諸侯卑、守在四竟、慎其四竟、結其四援、民狎其野、三務成功、民無内憂、而又無外懼、国焉用城、今吳是懼、而城於郢、守已小矣、卑之不獲、能無亡乎、昔梁伯溝其公宮而民潰、民棄其上、不亡何待、夫正其疆埸、脩其土田、険其走集、親其民人、明其伍候、信其鄰国、慎其官守、守其交礼、不僭不貪、不懦不耆、完其守備、以待不虞、又何畏矣、詩曰、無念爾祖、聿脩厥德、無亦監乎、若敖蚡冒、至于武文、土不過同、慎其四竟、猶不城郢、今土数圻而郢是城、不亦難乎	予言	詩・(五)
昭二十四a	劉子謂萇弘曰、甘氏又往矣、対曰、何害、同徳度義、大誓曰、紂有億兆夷人、亦有離徳、余有乱臣十人、同心同徳、此周所以興也、君其務徳、無患無人	対話	書
昭二十四b	梓慎曰、将水、昭子曰、旱也、日過分、而陽猶不克、克必甚、能無旱乎、陽不克莫、将積聚也	対話	(四)
昭二十四c	沈尹戌曰、此行也、楚必亡邑、不撫民而労之、吳不動而速之、吳踵楚、而疆埸無備、邑能無亡乎……沈尹戌曰、亡郢之始、於此在矣、王一動而亡二姓之帥、幾如是而不及郢、詩曰、誰生厲階、至今為梗、其王之謂乎	予言	詩・(五)
昭二十五a	桐門右師見之、語卑宋大夫、而賤司城氏、昭子告其人曰、右師其亡乎、君子貴其身、而後能及人、是以有礼、今夫子卑其大夫、而賤其宗、是賤其身也、能有礼乎、無礼必亡、宋公享昭子、賦新宮、昭子賦車轄、明日宴、飲酒楽、宋公使昭子右坐、語相泣也、楽祁佐、退而告人曰、今茲君與叔孫其皆死乎、吾聞之、哀楽而楽哀、皆喪心也、心之精爽、是謂魂魄、魂魄去之、何以能久	不敬	
昭二十五b	公若従、謂曹氏、勿與、魯将逐之、曹氏告公、公告楽祁、楽祁曰、與之、如是魯君必出、政在季氏三世矣、魯君喪政四公矣、無民而能逞其志者、未之有也、国君是以鎮撫其民、詩曰、人之云亡、心之憂矣、魯君失民矣、焉得逞其志、靖以待命猶可、動必憂	対話	詩
昭二十五c	子大叔見趙簡子、簡子問揖讓周旋之礼焉、対曰、是儀也、非礼也、簡子曰、敢問何謂礼、対曰、吉也聞諸先大夫子産、曰、夫礼、天之経也、地之義也、民之行也、天地之経、而民実則之、則天之明、因地之性、生其六気、用其五行、気為五味、発為五色、章為五声、淫則昏乱、民失其性、是故為礼以奉之、為六畜五牲三犠、以奉五味、為九文六采五章、以奉五色、為九歌八風七音六律、以奉五声、為君臣上下、以則地義、為夫婦外内、以経二物、為父子兄弟姑姊甥舅昏媾姻亜、以象天明、為政事庸力行務、以従四時、為刑罰威獄、使民畏忌、以類其震曜殺戮、為温慈惠和、以效天之生殖長育、民有好悪喜怒哀楽、生于六気、是故審則宜類、以制六志、哀有哭泣、楽有歌舞、喜有施舍、怒有戦鬬、喜生於好、怒生於悪、是故審行信令、禍福賞罰、以制死生、生、好物也、死、悪物也、好物、楽也、悪物、哀也、哀楽不失、乃能協于天地之性、是以長久、簡子曰、甚哉礼之大也、対曰、礼、上下之紀、天地之経緯也、民之所以生也、是以先王尚之、故人之能自曲直以赴礼者、謂之成人、大不亦宜乎、簡子曰、鞅也、請終身守此言也		
昭二十五d	士伯告簡子曰、宋右師必亡、奉君命以使、而欲背盟以干盟主、無不祥大焉	予言	
昭二十五e	師己曰、異哉、吾聞文武之世、童謡有之曰……童謡有是、今鸜鵒来巣、其将及乎	予言	童謡
昭二十五f	子大叔聞之曰、楚王将死矣、使民不安其土、民必憂、憂将及王、弗能久矣	予言	
昭二十六a	閔馬父聞子朝之辞曰、文辞以行礼也、子朝干景之命、遠晋之大、以專其志、無礼甚矣、文辞何為	無関係人	(六)

昭二十六b	斉有彗星、斉侯使禳之、晏子曰、無益也、祇取誣焉、天道不諂、不貳其命、若之何禳之、且天之有彗也、以除穢也、君無穢德、又何禳焉、若德之穢、禳之何損、詩曰、惟此文王、小心翼翼、昭事上帝、聿懷多福、厥德不回、以受方国、君無違德、方国将至、何患於彗、詩曰、我無所監、夏后及商、用乱之故、民卒流亡、若德回乱、民将流亡、祝史之為、無能補也、公説、乃止	諫言	詩	
昭二十六c	斉侯與晏子坐于路寢、公歎曰、美哉室、其誰有此乎、晏子曰、敢問何謂也、公曰、吾以為在德、対曰、如君之言、其陳氏乎、陳氏雖無大德、而有施於民、豆区釜鍾之数、其取之公也薄、其施之民也厚、公厚斂焉、陳氏厚施焉、民帰之矣、詩曰、雖無德與女、式歌且舞、陳氏之施、民歌舞之矣、後世若少惰、陳氏而不亡、則国其国也已、公曰、善哉、是可若何、対曰、唯礼可以已之、在礼家施不及国、民不遷、農不移、工賈不変、士不濫、官不滔、大夫不收公利、公曰、善哉、我不能矣、吾今而後知礼之可以為国也、対曰、礼之可以為国也久矣、與天地並、君令臣共、父慈子孝、兄愛弟敬、夫和妻柔、姑慈婦聴、礼也、君令而不違、臣共而不貳、父慈而教、子孝而箴、兄愛而友、弟敬而順、夫和而義、妻柔而正、姑慈而従、婦聴而婉、礼之善物也、公曰、善哉、寡人今而後聞此礼之上也、対曰、先王所稟於天地、以為其民也、是以先王上之	対話	詩	
昭二十七	鄆人将戦、子家子曰、天命不慆久矣、使君亡者、必此衆也、天既禍之、而自福也、不亦難乎、猶有鬼神、此必敗也、嗚呼、為無望也夫、其死於此乎	予言		
昭二十八a	魏子謂成鱄、吾與戊也縣、人其以我為黨乎、対曰、何也、戊之為人也、遠不忘君、近不偪同、居利思義、在約思純、有守心而無淫行、雖與之縣、不亦可乎、昔武王克商、光有天下、其兄弟之国者十有五人、姫姓之国者四十人、皆挙親也、夫挙無他、唯善所在、親疏一也、詩曰、惟此文王、帝度其心、莫其徳音、其徳克明、克明克類、克長克君、王此大国、克順克比、比于文王、其徳靡悔、既受帝祉、施于孫子、心能制義曰度、徳正応和曰莫、照臨四方曰明、勤施無私曰類、教誨不倦曰長、賞慶刑威曰君、慈和遍服曰順、択善而従之曰比、経緯天地曰文、九徳不愆、作事無悔、故襲天禄、子孫頼之、主之挙也、近文徳矣、所及其遠哉	対話	詩・(九)・(十)	
昭二十八b	仲尼聞魏子之挙也以為義、曰、近不失親、遠不失挙、可謂義矣、又聞其命賈辛也以為忠、詩曰、永言配命、自求多福、忠也、魏子之挙也義、其命也忠、其長有後於晋国乎	孔子	詩・(九)	
昭二十九a	尹固之復也、有婦人遇之周郊、尤之曰、処則勧人為禍、行則数日而反、是夫也、其過三歳乎	予言		
昭二十九b	仲尼曰、晋其亡乎、失其度矣、夫晋国将守唐叔之所受法度、以経緯其民、卿大夫以序守之、民是以能尊其貴、貴是以能守其業、貴賤不愆、所謂度也、文公是以作執秩之官、為被廬之法、以為盟主、今棄是度也、而為刑鼎、民在鼎矣、何以尊貴、貴何業之守、貴賤無序、何以為国、且夫宣子之刑、夷之蒐也、晋国之乱制也、若之何以為法、蔡史墨曰、范氏中行氏其亡乎、中行寅為下卿、而干上令、擅作刑器、以為国法、是法姦也、又加范氏焉、易之、亡也、其及趙氏、趙孟與焉、然不得已、若徳可以免	孔子、予言		

昭三十一	君子曰、名之不可不慎也如是夫、有所有名而不如其已、以地叛、雖賤必書地以名其人、終為不義、弗可滅已、是故君子動則思礼、行則思義、不為利回、不為義疚、或求名而不得、或欲蓋而名章、懲不義也、齊豹為衛司寇、守嗣大夫、作而不義、其書為盜、邾庶其莒牟夷邾黑肱以土地出、求食而已、不求其名、賤而必書、此二物者、所以懲肆而去貪也、若艱難其身、以險危大人、而有名章徹、攻難之士、将奔走之、若窃邑叛君、以徼大利、而無名、貪冒之民、将寘力焉、是以春秋書齊豹曰、盜、三叛人名、以懲不義、数悪逆無礼、其善志也、故曰、春秋之称、微而顕、婉而辨、上之人能使昭明、善人勧焉、淫人懼焉、是以君子貴之	君子		
昭三十二a	史墨曰、不及四十年、越其有呉乎、越得歳而呉伐之、必受其凶	予言		
昭三十二b	魏子南面、衛彪傒曰、魏子必有大咎、干位以令大事、非其任也、詩曰、敬天之怒、不敢戲豫、敬天之渝、不敢馳驅、況敢干位以作大事乎	不敬	詩	
昭三十二c	趙簡子問於史墨曰、季氏出其君、而民服焉、諸侯與之、君死於外、而莫之或罪、何也、対曰、物生有両、有三、有五、有陪貳、故天有三辰、地有五行、體有左右、各有妃耦、王有公、諸侯有卿、皆有貳也、天生季氏、以貳魯侯、為日久矣、民之服焉、不亦宜乎、魯君世従其失、季氏世脩其勤、民忘君矣、雖死於外、其誰矜之、社稷無常奉、君臣無常位、自古以然、故詩曰、高岸為谷、深谷為陵、三后之姓、於今為庶、主所知也、在易卦、雷乗乾曰大壯、䷡、天之道也、昔成季友、桓之季也、文姜之愛子也、始震而卜、卜人謁之曰、生有嘉聞、其名曰友、為公室輔、及生如卜人之言、有文在其手、曰友、遂以名之、既而有大功於魯、受費以為上卿、至於文子武子、世増其業、不廃旧績、魯文公薨、而東門遂殺適立庶、魯君於是乎失国、政在季氏、於此君也四公矣、民不知君、何以得国、是以為君、慎器與名、不可以假人		無関係人+対話	詩・易
定元a	魏子涖政、衛彪傒曰、将建天子、而易位以令、非義也、大事奸義、必有大咎、晋不失諸侯、魏子其不免乎	不敬		
定元b	齊高張後、不従諸侯、晋女叔寛曰、周萇弘齊高張皆将不免、萇叔違天、高子違人、天之所壊、不可支也、衆之所為、不可奸也	不敬		
定九a	君子謂子然於是不忠、苟有可以加於国家者、棄其邪可也、静女之三章、取彤管焉、竿旄何以告之、取其忠也、故用其道不棄其人、詩云、蔽芾甘棠、勿翦勿伐、召伯所茇、思其人、猶愛其樹、況用其道、而不恤其人乎、子然無以勧能矣	君子		詩・(九)
定九b	仲尼曰、趙氏其世有乱乎	孔子		
定十	君子曰、此之謂棄礼必不鈞、詩曰、人而無礼、胡不遄死、涉佗亦遄矣哉	君子	詩	
定十三	初、衛公叔文子朝而請享霊公、退見史鰌而告之、史鰌曰、子必禍矣、子富而君貪、其及子乎、文子曰、然、吾不先告子、是吾罪也、君既許我矣、其若之何、史鰌曰、無害、子臣、可以免、富而能臣、必免於難、上下同之、戌也驕、其亡乎、富而不驕者鮮、吾唯子之見、驕而不亡者、未之有也、戌必與焉			
定十五a	子貢観焉、邾子執玉高、其容仰、公受玉卑、其容俯、子貢曰、以礼観之、二君者皆有死亡焉、夫礼、死生存亡之體也、将左右周旋進退俯仰、於是乎取之、朝祀喪戎、於是乎観之、今正月相朝、而皆不度、心已亡矣、嘉事不體、何以能久、高仰、驕也、卑俯、替也、驕近乱、替近疾、君為主、其先亡乎	不敬		
定十五b	仲尼曰、賜不幸言而中、是使賜多言者也	孔子		
哀元	退而告人曰、越十年生聚、而十年教訓、二十年之外、呉其為沼乎	予言		
哀五	子思曰、詩曰、不解于位、民之攸塈、不守其位、而能久者鮮矣、商頌曰、不僭不濫、不敢怠皇、命以多福	評言	詩	

哀六	孔子曰、楚昭王知大道矣、其不失国也宜哉、夏書曰、惟彼陶唐、帥彼天常、有此冀方、今失其行、乱其紀綱、乃滅而亡、又曰、允出茲在茲、由己率常可矣	孔子	書・（一）	
哀七	景伯曰、吳将亡矣、棄天而背本、不與必棄疾於我、乃與之……反自鄫、以吳為無能為也	予言	（二）	
哀十	吳延州来季子救陳、謂子期曰、二君不務德、而力争諸侯、民何罪焉、我請退以為子名、務德而安民、乃還	評言		
哀十一a	将死曰、樹吾墓檟、檟可材也、吳其亡乎、三年其始弱矣、盈必毀、天之道也	予言	（四）	
哀十一b	秋、季孫命脩守備、曰、小勝大、禍也、斉至無日矣	予言	（五）・（七）	
哀十二	衛侯帰、效夷言、子之尚幼、曰、君必不免、其死於夷乎、執焉、而又説其言、従之固矣	予言		
哀十五a	過衛、仲由見之曰、天或者以陳氏為斧斤、既斲喪公室、而他人有之、不可知也、其使終饗之、亦不可知也、若善魯以待時、不亦可乎、何必悪焉、子玉曰、然、吾受命矣、子使告我弟	対話		
哀十五b	子服景伯如斉、子贛為介、見公孫成曰、人皆臣人、而有背人之心、況斉人雖為子役、其有不貳乎、子、周公之孫也、多饗大利、猶思不義、利不可得、而喪宗国、将焉用之、成曰、善哉、吾不早聞命	対話		
哀十六	子贛曰、君其不没於魯乎、夫子之言曰、礼失則昏、名失則愆、失志為昏、失所為愆、生不能用、死而誄之、非礼也、称一人、非名也、君両失之	予言	孔子・（六）・（九）	
哀十八	君子曰、恵王知志、夏書曰、官占、唯能蔽志、昆命于元亀、其是之謂乎、志曰、聖人不煩卜筮、恵王其有焉	君子	書・志・（九）	
哀二十六	衛出公自城鉏、使以弓問子贛、且曰、吾其入乎、子贛稽首受弓、対曰、臣不識也、私於使者曰、昔成公孫於陳、甯武子孫莊子為宛濮之盟、而君入、献公孫於斉、子鮮子展為夷儀之盟、而君入、今君再在孫矣、内不聞献之親、外不聞成之卿、則賜不識所由入也、詩曰、無競惟人、四方其順之、若得其人、四方以為主、而国於何有	対話	詩・（九）	

言葉	解経等	君子	孔子	無関係人	不敬形式	対話形式	予言・評言等	潤色	諫言	説話等
帰以語				1	3	1	2			
語偸					2					
文辞			2	1		1				1
出告［人］								2		
退而告×					2	1	1			2
進退・周旋	1				2					1
其・死乎					3		1			
将死矣（乎）					4	1	4			
得死					1	1	2	1		1
其亡乎			1	1	7	1	4			
其先亡					1	1	2	1		
将亡矣						1	1			
不亡何×					1		3			
国・幾亡						1	1	1		2
其後亡者也				1		1	1			
其無後乎					1		1			
有後於［国］			1	1			2			1
後嗣		2					1		1	1
其不没乎					1		2			
其庶乎							3			
其在×乎						3	1			3
其・乱乎			1		1	1				
不受乱			1	1						
必受其×				1	1		1	1	1	
有大咎					4		1			2
其不免乎					2		3			
［人］必不免					3		3			2
将不免					4					

可以免	其能久乎	弗能久矣	不安其×-能久	能無×乎	能及人	能用［人材］	是以能×	何以能×	何以長	将何以×	将安用×	是以知	亦可知也已	於是乎知	於是（此）乎在	将知政矣	大政	政在	政-焉往	将焉辟之	禍-在此	禍孰大焉	取禍	将為戮矣	難以×矣	兆-矣	［動］［賓］甚矣	滋甚	已甚
						1	1								1			1											
1												11		2											1				1
							1																						
		1		1						1	1			1				1							1	1			
1		1	1	3	1			3		1	1							1					2		1				
3	1	2		4	2	1				1			1		2			3	1	2		1		2				1	
3	1	1	1	9		2	1	1	2	2	1	1	1			2	1	1	1		3				1	1	1	1	1
1	4	2	1							1	1						2					1							
	1			1																									
1																													
1	1	1		7						3	2				1		1	2		1					1				2

哀樂	樂憂	必憂	憂必及×	朝不及夕	不及×年（稔）	自及也	自棄也	可棄乎	棄人	棄信	猶信	而後可	猶可	猶或-況	猶-況不	猶懼	知懼	不可以不懼	弗可×已	不可以已也	不可不慎	可不謂忠乎	可謂×矣	敢問何謂	「人」之謂乎（矣）	其是（此）之謂乎（矣）	弱矣	已侈
						2		1	2	1					1		1		1	1	3	2	5		7	9		
											1								1				2		1	1		
												1														1		
1				1	1		2	1							1	1	1								1			
2	1	1	1		1		1				1		2			1			1		1		1	2	1	1	1	1
	2	1	2	1	3					1		1	1			1		2	2	1	1		1		2	3	2	1
2												1	1	1		1			2			1	2		1	1		
						1				1		1		1		3					1							
		1	1	1				1	1	1		2	2		1	3			1	1			3	1	2	1		

楽而不荒	而莫之	復而×・×而復	量力而×	一×而［動］二	令徳	不務徳	度徳	徳正	棄徳	棄民	無民	失民	安民	養民	民服	民聽	不（未）撫民	恤民	不恤［賓］	施於民	施舍不倦	民上	民之望也	×、〇之主也	主諸侯	在諸侯	無主	無衆	無覦
		1										1				1													
			2		1		2			1					1				1				1	1					1
	3				2	1				1	1			1	1					1	1	1	1	1		1	2	1	
					1														1			1		1		1			
		2			1			2		2	1	2	1				1	1	2	1	1					1			
1				3	1	4			2	1	2		1	1	1	1	3		2					2	2		1	1	1
1					2								1	1				2	1	1			1	2			1			
					1				1				1																
					4	1			2				2			1			3				1	1			1	1	

求善	択善	挙善	争善	善-淫	善人	假人	由己-由人	罪己	己則	軽則失（寡）	失則×	失×不立	失性	失国	失政	失親	失礼	経緯	礼之経也	礼×之幹也	礼之善物也	謂礼	道之以×	守之以信	行之以礼	礼無〇×	益其疾	×無益也	無基
						1	1	1													1								
1		2	1	1	2		1		2						2		2		1			2	1		1	3		2	
						1								1		1		1											
1				1		1					1		1	1															
											1	1		1	2		1		1	2									1
1	1			1	1								1					2			1	2	2	1	1	1			
			1		4			1	2	2	1	1				1	1					1					2	1	
	1			1	1															1				1					1
					3					2		1		1	1	1	1			1		2			1	2	1		

求逞																													
［動］［賓］以逞																													
從善如流																													
也如是																													
皆如是																													
愛之如父母																													
可以-何愛																													
其何如																													
其少																													
其戒																													
其與幾何																													
與否	1																												
與×同欲	1																												
上下同之																													
私欲																													
宜其-也		1																											
宜哉		4																											
異哉																													
×之言-哉		1																											
多言								1																					
多行		1																											
矣哉		1																											
也夫		8						1																					
惜也							2																						
純×也		2																											
未歇也					1																								
×之輿也				1																									
×之器也			2																										
×之則也	1			2																									
×之體也	1																												

将有×志	制義	思義	思終	能終	備‐不虞	守業	社稷‐衛	能衛	能協于	者鮮	天或者	天地之性	天奪	天‐棄	天‐賛	天‐祚	天‐啓	天‐不諂（慆）	天之道也	公室‐卑	卑讓	讓事	事序・事有序	作大事	×之大節	×之大者也	古之遺×也	身之災也	×之急也
							1													2	1	1				1			
		1		1	2		1	1																		1		1	2
						1		1																	1		2		
												1				1			1										
1			1	1		1	2						1							1			1	1	1				
	1	1							2	1	1	1	1			1	1		2	2			2					1	
2	2		1		1		1	1		2	1		1	3	2	1	1	2	3	1	1	1		1	1				
		1	1																1						1	1			
				1			1			1	3					1	1		1										
1				1	2	2	3			1	2			2	1		1	1	1	1					1				

有［動］［人］之心		1					1	1		1
民各有心								1	1	
［人］有焉		5								1
物生有					1		1			
怨之所聚						2				
×以［動］［賓］	1	2	3	1		1	5	12	7	2
本末		1					1	1	1	
聖哲		1							1	
脩-教								1	1	

解経等……解経・凡例・解伝など、『左伝』による作文が確実な部分
君子……君子の評言
孔子……孔子の評言
無関係人……事件とは無関係な人物による予言・評言
不敬形式……不敬形式予言
対話形式……対話形式による予言・評言
予言・評言等…同時代人による予言・評言（『春秋』経文・年代記のみを伴う進言・諫言を含む）
潤色……『左伝』が原資料に過度に手を入れた形跡が濃厚な部分
諫言……説話中の諫言部分
説話等……説話など、先行する原資料を引用した部分